



かながわ 男女共同参画推進プラン

(第5次)

～すべての人が個性と力を発揮できる
ジェンダー平等社会へ～



はじめに

神奈川県は、1982年を「かながわ女性元年」として、「かながわ女性プラン」を策定した後、2002年4月に施行した「神奈川県男女共同参画推進条例」や、2003年度に策定した「かながわ男女共同参画推進プラン」(2007、2012、2017年度改定)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みを行ってきました。

これまでの取り組みが実を結び、近年、様々な場面で女性が活躍する姿が見られるようになりましたが、2020年3月に世界保健機関がパンデミックと表明した新型コロナウイルス感染症が世界を覆い、本県にも同年4月に初めて緊急事態宣言が出され、人と人との接触機会が減るなど、社会活動が停滞しました。

この新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、雇用環境の悪化や外出自粛に伴うDVの増加懸念、休校や在宅勤務に伴う家庭生活の負担増加等、とりわけ女性に深刻な影響を及ぼしました。こうした女性への深刻な影響の根底には、固定的な性別役割分担意識等が根強く残っていることをはじめとして、平時において男女共同参画が進んでいなかったことがあり、それが新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により顕在化したと指摘されています。改めて、男女共同参画、そしてジェンダー平等の重要性が認識されています。

一方、県では、2022年10月21日に、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を公布し、2023年4月から施行します。この条例は、当事者目線の支援を行うことにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざし、障がい者も含めた県民、事業者、行政が連携し、一体となって取り組みを進めるための普遍的な仕組みとして制定したものです。

こうした「当事者目線」の視点は、障がいに限らず、すべての方々に通じるもので、男女共同参画、そしてジェンダー平等の取り組みにおいても非常に大切な視点と考えています。

そこで、基本目標に「ジェンダー平等」を掲げ、基本理念に「当事者目線」の視点を取り入れるとともに、2020年に策定された国の「第5次男女共同参画基本計画」や関係法令の施行等を踏まえ、「かながわ男女共同参画推進プラン」を改定しました。

今後は、このプランに基づき、すべての人が個性と力を発揮できる「ジェンダー平等社会」の実現に向けて、取り組んでまいります。

なお、プランの改定に当たっては、神奈川県男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様から貴重な御意見や御提案をいただきました。皆様の御協力に深く感謝申し上げます。

引き続き、皆様の御理解とお力添えをお願いいたします。

2023年3月

神奈川県知事 黒岩 祐治

目次

I 計画の基本的考え方

| | |
|-----------|---|
| 1 改定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の性格 | 1 |
| 3 計画期間 | 1 |
| 4 計画の進行管理 | 1 |

II 現状と課題

| | |
|-----------------|----|
| 1 男女共同参画をとりまく状況 | 2 |
| 2 個別分野ごとの現状と課題 | 6 |
| 3 重点的に取り組むべき事項 | 25 |

III 計画の内容

| | |
|----------------|----|
| 1 基本目標 | 26 |
| 2 基本理念 | 26 |
| 3 重点目標と施策の基本方向 | 26 |

IV 体系図

| | |
|-----|----|
| 体系図 | 28 |
|-----|----|

V 具体的な取組み

| | |
|--------------------------------------|----|
| 重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画 | 30 |
| 施策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画 | 30 |
| 施策の基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍促進 | 32 |
| 施策の基本方向3 家庭・地域活動への男性の参画 | 34 |
| 重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現 | 36 |
| 施策の基本方向1 職業生活における活躍支援 | 36 |
| 施策の基本方向2 働き方改革と多様なワークスタイルの推進 | 38 |

| | | |
|--------------|--|----|
| 重点目標3 | 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし | 40 |
| 施策の基本方向1 | あらゆる暴力の根絶 | 40 |
| 施策の基本方向2 | 困難を抱えた女性等に対する支援 | 42 |
| 施策の基本方向3 | 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援 | 45 |
| 施策の基本方向4 | 防災・復興における男女共同参画の推進 | 48 |
| 重点目標4 | 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備 | 49 |
| 施策の基本方向1 | 固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識改革 | 49 |
| 施策の基本方向2 | 子ども・若者に向けた意識啓発 | 50 |
| 施策の基本方向3 | 育児・介護等の基盤整備 | 52 |
| 重点目標5 | 推進体制の整備・強化 | 54 |
| 施策の基本方向1 | 多様な主体との協働 | 54 |
| 施策の基本方向2 | ジェンダー主流化とジェンダー統計の促進 | 54 |
| 施策の基本方向3 | 進行管理 | 56 |

VI 付属資料

| | | |
|---|-------------------------------------|-----|
| 1 | 策定経過 | 58 |
| 2 | 神奈川県男女共同参画審議会答申 | 59 |
| 3 | 神奈川県男女共同参画審議会 委員名簿 | 60 |
| 4 | 県民参加の概要 | 62 |
| 5 | 男女共同参画に関する歩み(年表) | 63 |
| 6 | 関係法令 | 70 |
| | ●神奈川県男女共同参画推進条例 | 70 |
| | ●神奈川県男女共同参画審議会規則 | 73 |
| | ●神奈川県共生推進本部の設置及び運営に関する要綱 | 75 |
| | ●男女共同参画社会基本法 | 78 |
| | ●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 | 84 |
| | ●女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 | 96 |
| 7 | 目標一覧 | 104 |
| 8 | 用語一覧 | 106 |





男女共同参画、ジェンダー
平等ってどういうことだろう？



わんこさん

一緒に考えていこう！



にゃんこさん

かながわ男女共同参画推進プラン ナビゲーター



I 計画の基本的考え方

1 改定の趣旨

県は、2003年5月に男女共同参画社会基本法に基づく計画として、「かながわ男女共同参画推進プラン」(以下「プラン」という。)を策定し、その後、2008年3月、2013年3月、2018年3月の3度にわたり改定を行いながら、施策を進めてまいりました。

しかし、第4次プラン策定後、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」等の関係法令の施行、改正をはじめ、男女共同参画をとりまく状況は大きく変化しています。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、雇用環境の悪化や外出自粛に伴うDVの増加懸念、休校や在宅勤務に伴う家庭生活の負担増加等、女性に深刻な影響を及ぼしました。根強い固定的な性別役割分担意識等をはじめとして、こうした女性への深刻な影響の根底には、平時において男女共同参画が進んでいなかったことがあり、それが新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により顕在化したと指摘されています。

一方、コロナ禍を契機に、オンラインの活用が急速に拡大し、テレワークなど多様なワークスタイルの推進が進むことで、柔軟な働き方や男性の家庭・地域活動への参画につながることを期待されます。

神奈川では、性別にかかわらず、ワーク・ライフ・バランスが取りにくい状況が続いており、女性の活躍や政策・方針決定過程への女性の参画は未だ十分とはいえません。

また、DVや性暴力の被害、ひとり親世帯等の経済的困窮、日常生活又は社会生活を営むうえで困難な問題を抱える方等への寄り添った支援が引き続き求められています。

こうした背景を踏まえ、性別にかかわらず、すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会の実現に向け、より実効性のある取組みを行うため、プランを改定します。

2 計画の性格

プランは、男女共同参画社会基本法第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。女性活躍推進法の趣旨に資する部分については、同法に基づく都道府県推進計画として位置付けます。

また、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画です。

3 計画期間

2023年度から2027年度までの5年間とします。

4 計画の進行管理

数値目標を設定し、毎年度、その進捗状況について、神奈川県男女共同参画審議会から評価をいただくとともに、それらの結果を年次報告書として取りまとめ、公表します。

II 現状と課題

1 男女共同参画をとりまく状況

(1) 男女共同参画をめぐる神奈川の特徴

神奈川では、長時間労働や日本一長い通勤時間等により、仕事と家庭の両立は容易ではなく、結婚や出産に伴う女性の就業継続が困難となっています。日本の女性の年齢階級別労働力率は、出産・育児期にあたる30歳代で低下し、その後、再就職することにより上昇するいわゆるM字カーブを描いています。神奈川を含め、全国的に、近年M字カーブは改善傾向にあります。神奈川の場合、就業率が落ち込む35～39歳の女性の労働力率は全国第46位となっています。このような状況は、育児をしながら就業を継続する難しさを表しており、全国と比較して、未婚率が高く、晩婚化・晩産化の傾向も見られます。また、女性の就業継続の難しさはそのキャリア形成を阻むことにもつながっています。

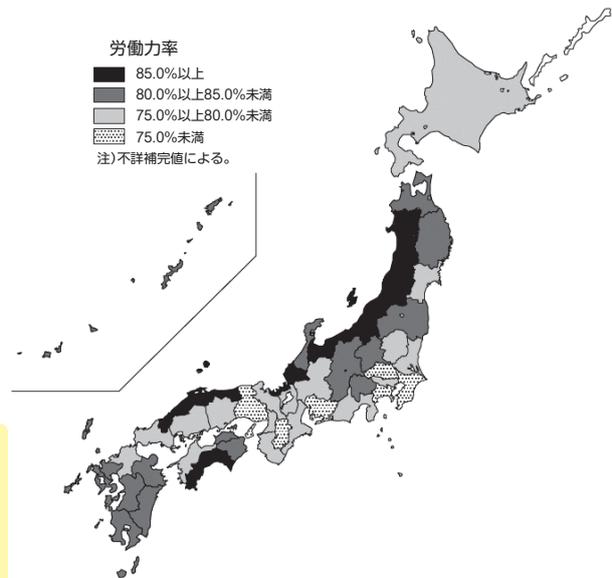
長時間労働（全国6位）

長時間通勤（全国1位）

三世帯同居率（全国44位）



結婚・出産に伴う女性の就業継続が困難
⇒M字カーブの底の値 全国46位
⇒女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差（25～44歳）全国46位



【図1】女性の35～39歳の労働力率（都道府県別）

| | |
|---------------|-----------------|
| 未婚率(25～39歳) | 男性全国2位、女性全国6位 |
| 平均初婚年齢 | 男性全国46位、女性全国45位 |
| 第1子出生時の母の平均年齢 | 全国46位 |
| 合計特殊出生率 | 全国41位 |

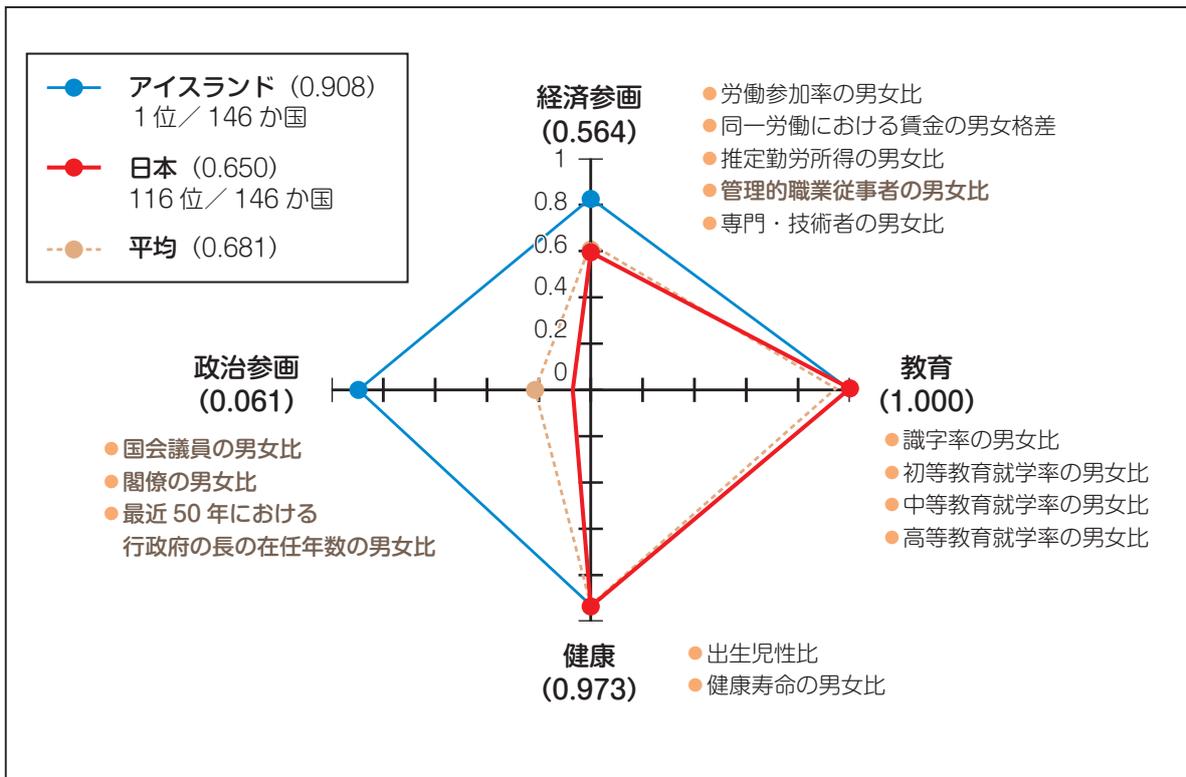
【出典：(労働力率)2020年国勢調査結果、(その他)地域少子化・働き方指標（第4版）】

(2) 国際的な動向

持続的な開発目標（SDGs）においては、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化は、分野横断的な価値としてSDGsのすべてのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取り組みにおいて常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要であることが示されています。

諸外国における男女共同参画は進んでおり、2022年7月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダーギャップ指数」では、日本は146か国中116位となっています。

【図2 日本のジェンダーギャップ指数】



【出典：内閣府男女共同参画局「共同参画」2022年8月号】



プランとSDGs

県の政策の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現は、「いのち」を起点として「持続可能な神奈川」を実現することであり、SDGsの理念と方向性を同じくしています。

プランにおける基本目標（「すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ」）も、SDGsの理念や目標の一部を共有するものであり、プランの基本目標実現のため、4つの基本理念に基づき、5つの重点目標に取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図り、SDGsの目標達成にも役割を果たしていきます。

【参考】 SDGs [世界を変えるための17の目標]

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標



- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任 つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさも守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナースhipで目標を達成しよう

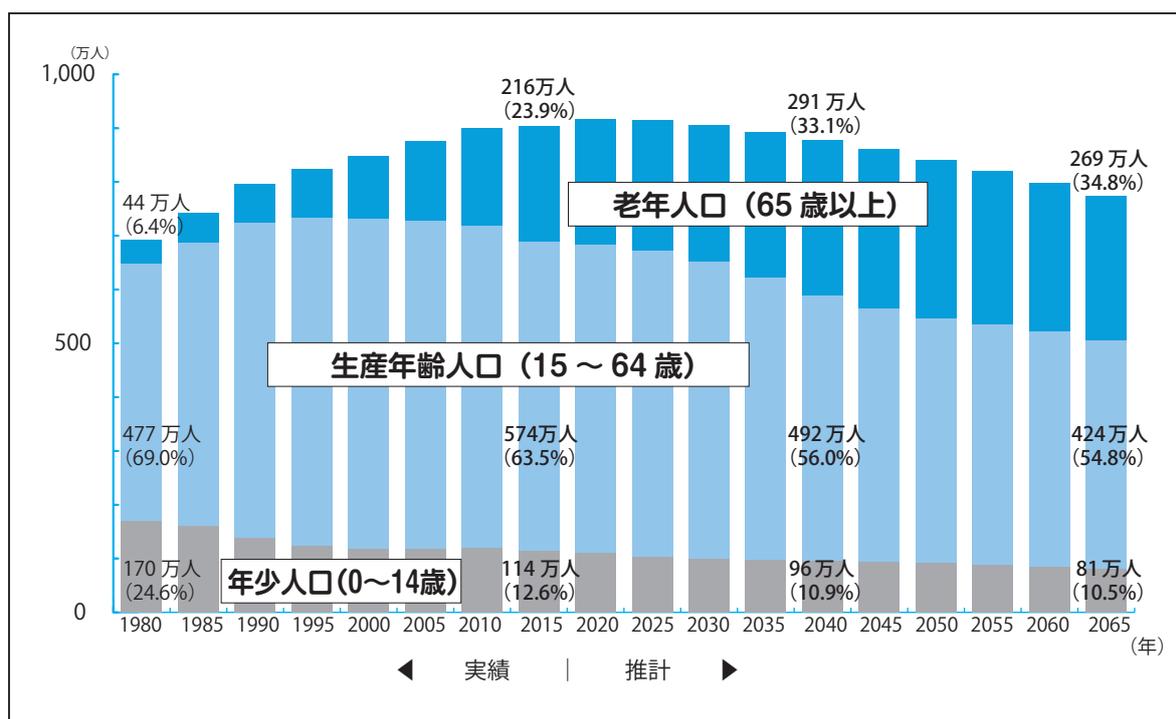
【プランに関連するゴール】



(3) 今後の社会の変化

県の総人口は、2021年10月に、統計開始以降初めて前年同月と比べて減少に転じ、それ以降も同様の傾向が続いていることから、人口減少局面に入ったと考えられます。さらに、2020年の県の老年人口（65歳以上の人口）の割合は25.6%、生産年齢人口（15～64歳の人口）の割合は62.4%でしたが、県の将来人口推計によると2065年にはそれぞれ34.8%と、54.8%になると見込まれています。こうした人口減少及び人口構成の変化は、経済、医療・介護、地域社会に大きな影響を与える恐れがあります。

【グラフ1 年齢3区分別の人口推計（神奈川）】



※2015年までの実績値は国勢調査結果

※年齢3区分別の割合は、年齢不詳を除いて算出【出典:県政策局作成】

さらに、グローバル化やデジタル化が一層進展することで、働き方や暮らし方にも変化が生じることも考えられます。

男女共同参画の推進に当たっては、今後の社会の変化を見据えるとともに、このような変化が男女共同参画に資するものとなるように、取組みを検討していく必要があります。

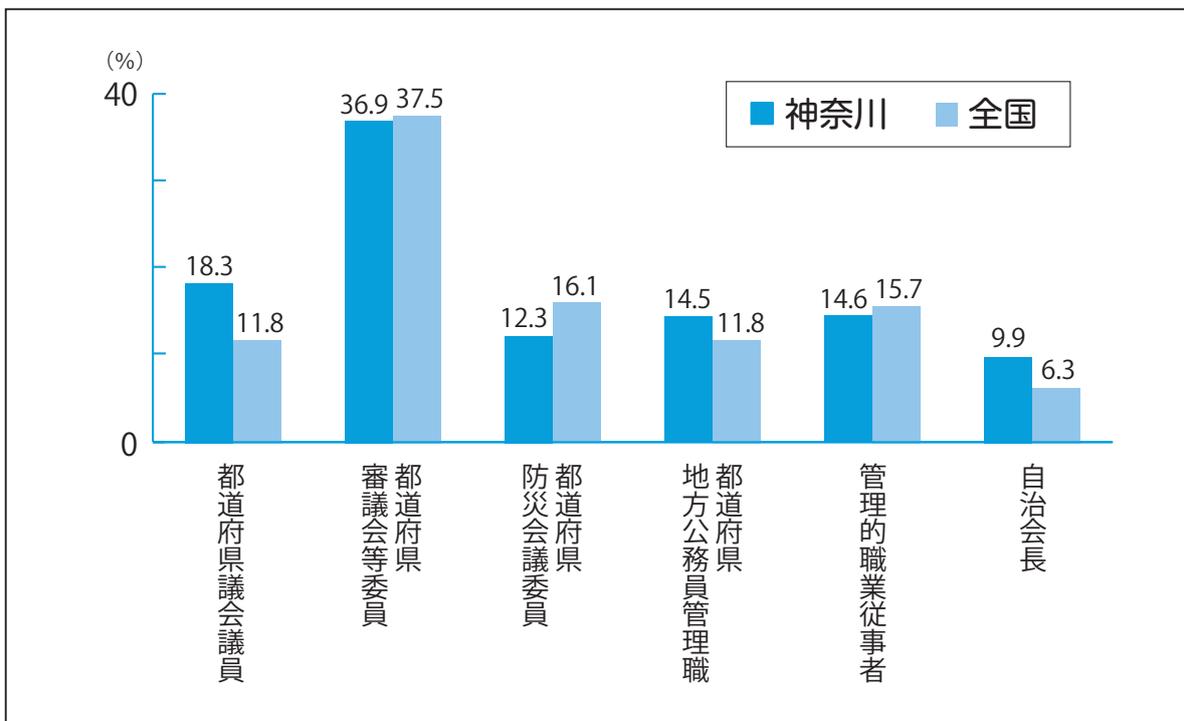
2 個別分野ごとの現状と課題

(1) 女性の参画と活躍をめぐる状況

2020年12月に決定した国の第5次男女共同参画基本計画においては、「2030年代には誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会となることを目指す」としており、そのための通過点として、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」としています。

神奈川県においても、女性の参画は未だ十分とは言えません。人口の半分を占める女性の意思が広く社会に、公平に反映されていくために、政治や経済をはじめ、社会のあらゆる分野で、女性の参画やリーダーの育成・輩出が求められています。

【グラフ2 様々な分野における女性の参画（神奈川県・全国）】



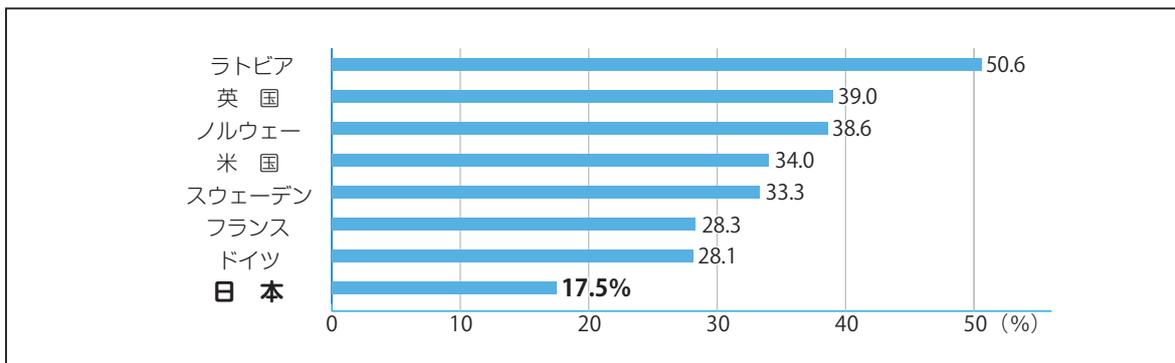
※「都道府県地方公務員管理職」は、重点目標1の数値目標「管理職に占める女性の割合（知事部局等）」と対象職員が異なる。

【出典：（都道府県審議会等委員）地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（2021年度）（内閣府）、（その他）都道府県別全国女性の参画マップ（2022年8月作成）（内閣府）を基に県共生推進本部室作成】

デジタル関連を含め、多様な視点や発想が求められる科学技術分野においても、女性の活躍が求められていますが、日本では、研究者に占める女性の割合は、諸外国に比べて、低水準にとどまっています。神奈川においても、大学・短期大学における理工系の女子学生の割合は、微増傾向にあるものの、文系と比べて圧倒的に低い状況です。

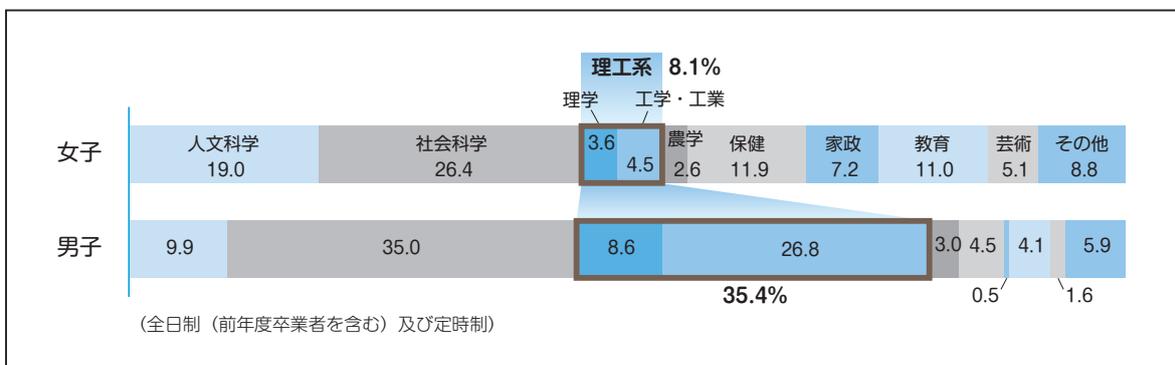
次代を担う女性の科学技術人材を育成するためには、女性研究者・技術者がその能力を最大限に発揮できるような環境の整備とともに、理工系に興味のある女子中学生、高校生を支援していくことも必要です。

【グラフ3 研究者に占める女性の割合（国際比較）】



【出典：2022年「令和4年版男女共同参画白書」（内閣府）を基に県共生推進本部室作成】

【グラフ4 大学・短期大学への学部・学科系統別進学者割合（神奈川）】



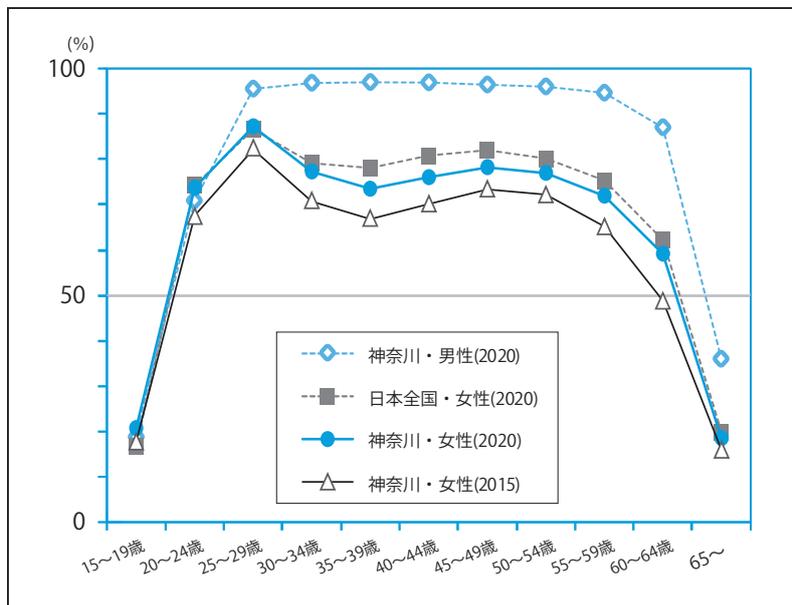
【出典：2021年度「公立高等学校等卒業者の進路の状況」を基に県共生推進本部室作成】

(2) 女性の就業をめぐる状況

神奈川を含め、全国的に、近年M字カーブは改善傾向にあります。前述のとおり、神奈川では就業率が落ち込む35～39歳の女性の労働力率は全国第46位と他の都道府県と比較して低い状況が続いています。また、雇用形態別にみると、女性は25～34歳をピークに正規雇用比率が減少し、いわゆるし字カーブを描いています。

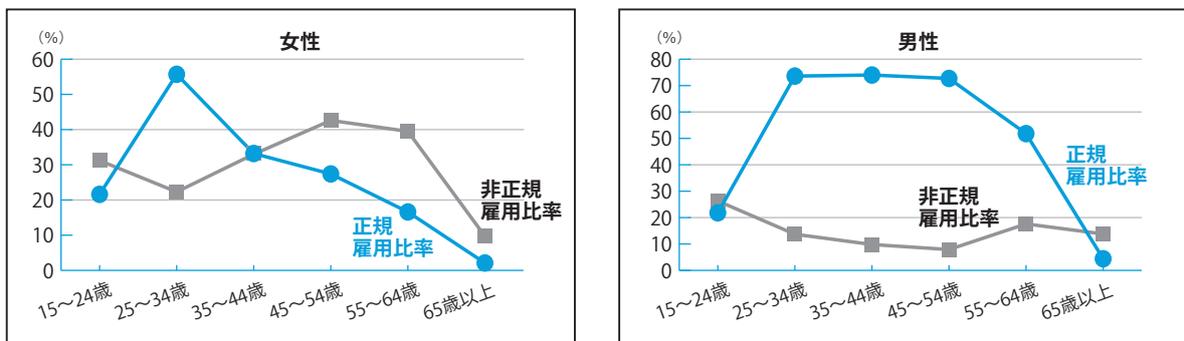
男性と女性では、管理職比率や平均勤続年数が異なるために、賃金にも格差が生じています。また、性別や年齢にかかわらず、非正規雇用では、年齢を重ねても賃金が上昇せず、キャリアアップにつながりにくいこと、非正規雇用から正規雇用への転換が難しいことも課題となっています。

【グラフ5 女性の年齢階級別労働力率（神奈川・全国）】



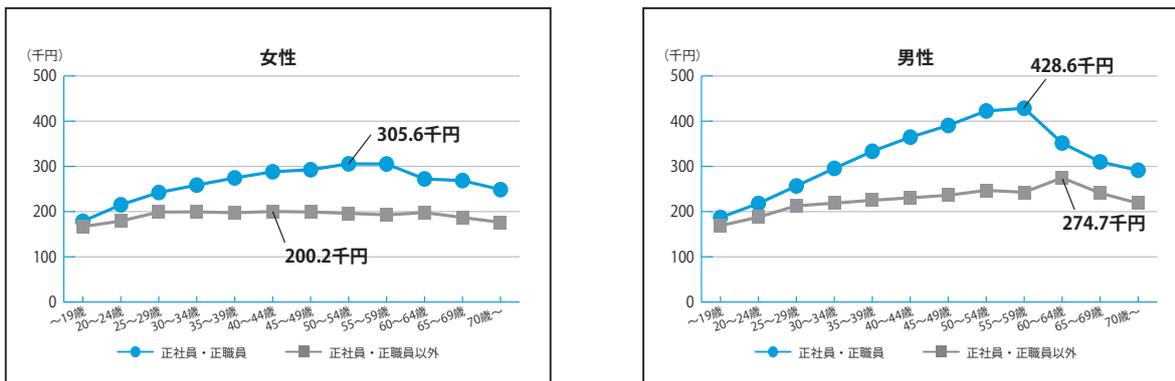
【出典：2015、2020年「国勢調査」(総務省)より県共生推進本部室作成】

【グラフ6 年齢階級別正規・非正規雇用率（神奈川）】



【出典：2021年「労働力調査」(県統計センター)より県共生推進本部室作成】

【グラフ7 雇用形態別、年齢階級別賃金（全国）】

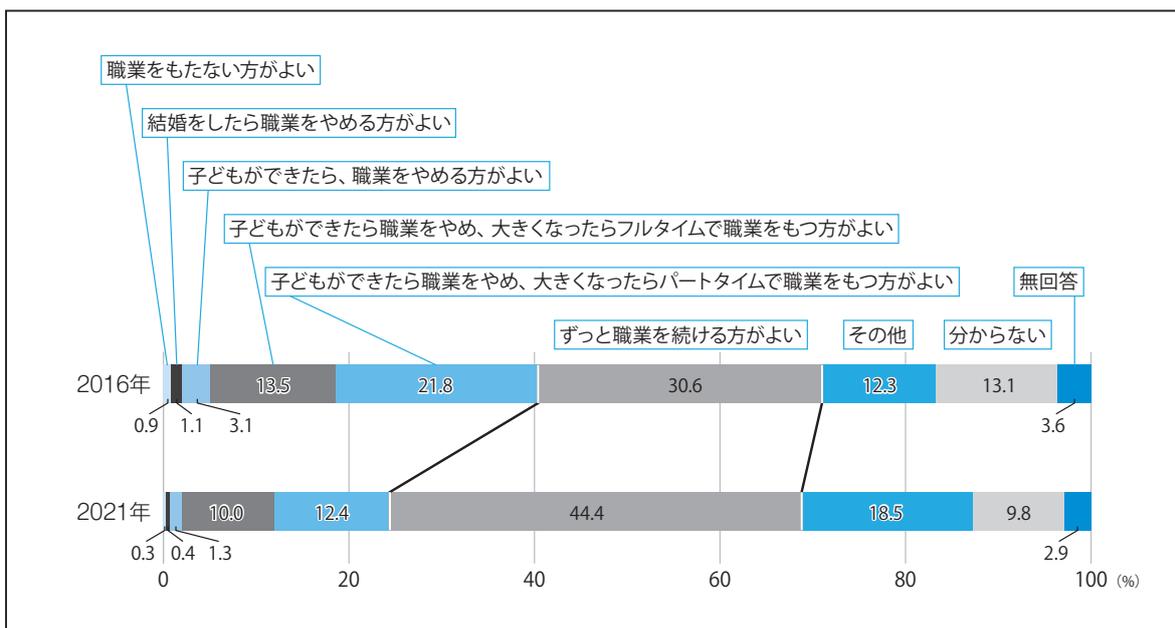


【出典：2021年「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)より県共生推進本部室作成】

一方、県が2021年度に実施した県民ニーズ調査では、女性が職業をもつことについて、「ずっと職業を続ける方がよい」の回答が、2016年度に比べ大きく増加しています。

希望する方が就業を継続できるよう、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家事・育児等への参画に係る取組みが必要です。

【グラフ8 女性が職業をもつこと（神奈川）】

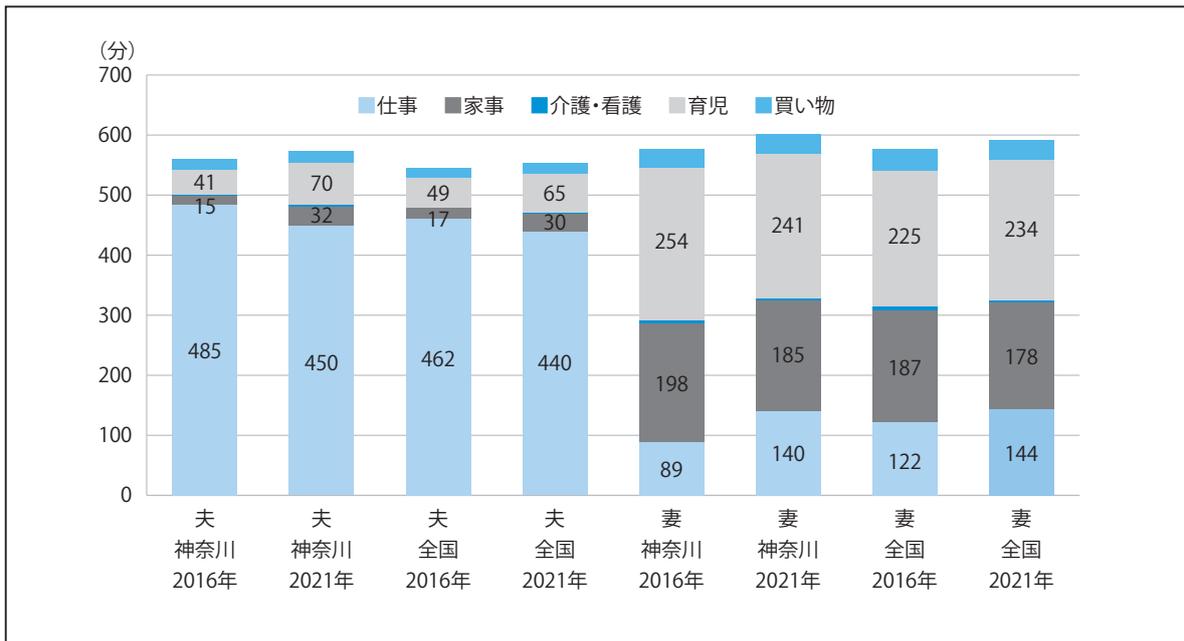


【出典：2016、2021年度県民ニーズ調査（第1回課題調査）を基に県共生推進本部室作成】

(3) 働き方とワーク・ライフ・バランスをめぐる状況

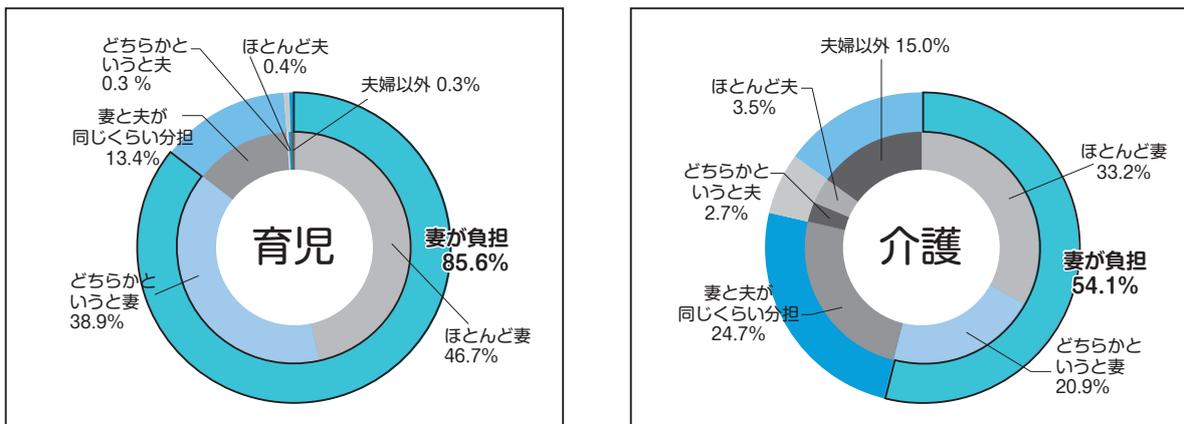
性別・年齢にかかわらず、誰もが、家庭や職場、地域等において、育児期、中高年期といった人生の各段階で多様な生き方を選択し、充実した生活を送るためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重要ですが、神奈川では、前述のとおり、日本一長い通勤時間に加え、長時間労働が全国6位となっているなど、仕事の比重が過大な状況にあります。このような長時間労働は、男性の家庭生活への参画を阻み、結果として家事・育児等に関する女性の負担を増加させ、女性の社会での活躍を阻んでいます。

【グラフ9 6歳未満の子どもを持つ夫婦の仕事時間、家事・育児関連時間（神奈川・全国）】



【出典：2016、2021年「社会生活基本調査」（総務省）を基に県共生推進本部室作成】

【グラフ10 家庭における育児・親の介護の役割分担（神奈川）】



※「行方必要がない」「無回答」を除く

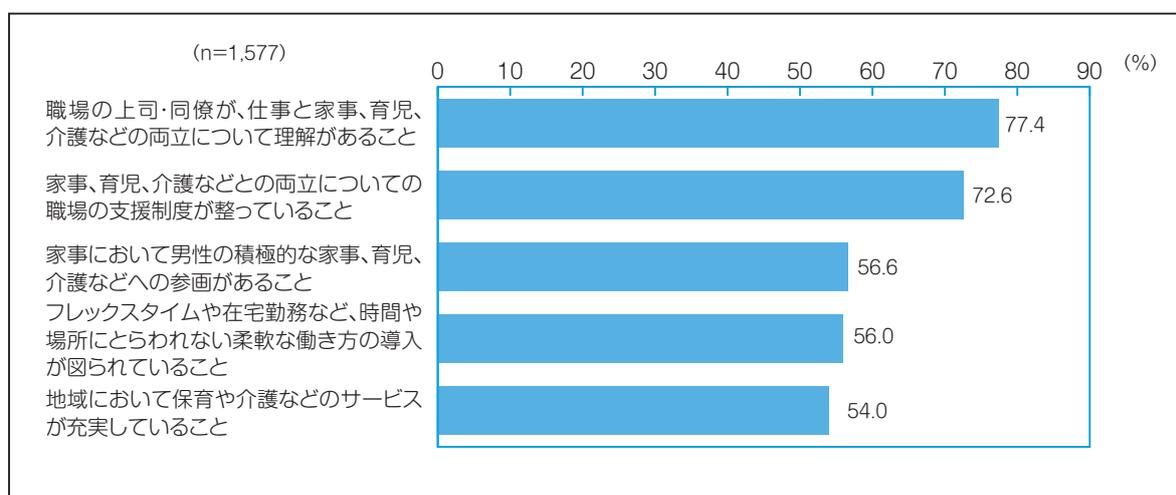
※親は「ご自身の親（実親・義理親）」

【出典：2021年度県民ニーズ調査（第1回課題調査）を基に県共生推進本部室作成】

県民ニーズ調査においても、女性が活躍するために必要な取組みや支援として、「職場の上司・同僚が、仕事と家事、育児、介護などの両立について理解があること」「家事、育児、介護などの両立についての職場の支援制度が整っていること」「家庭において男性の積極的な家事、育児、介護などへの参画があること」が、また、男性が家事や育児などにかかわるために必要なこととして、「上司・同僚の理解があること」「休暇が取りやすくなること」が上位となっています。

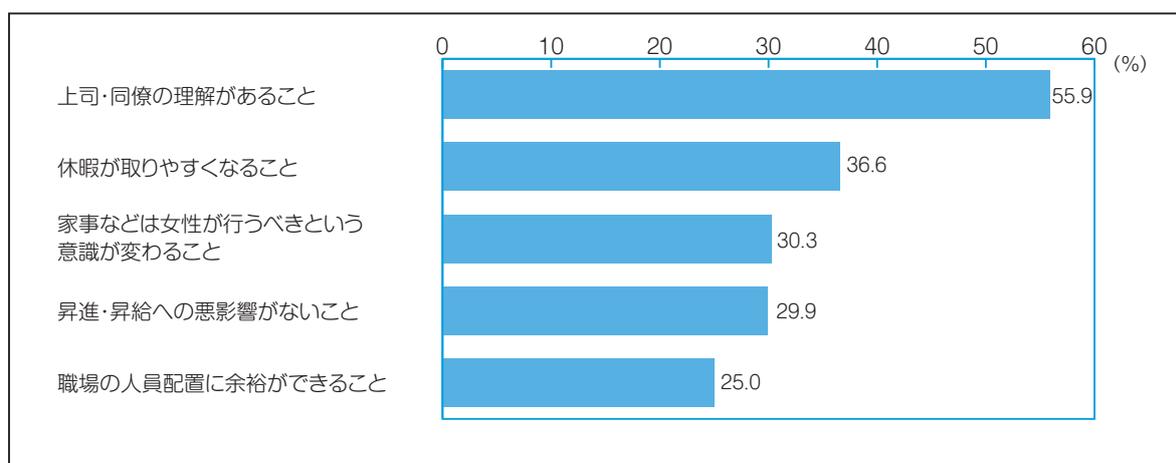
男性自身の意識改革だけではなく、働き方の見直しや職場における理解促進や環境整備、テレワーク等の多様な働き方の推進が求められています。

【グラフ11 女性が活躍するために必要な取組みや支援（上位5位）（複数回答）（神奈川）】



【出典：2021年度県民ニーズ調査(第1回課題調査)を基に県共生推進本部室作成】

【グラフ12 男性が家事や育児などにかかわるために必要なこと(上位5位)(複数回答)(神奈川)】

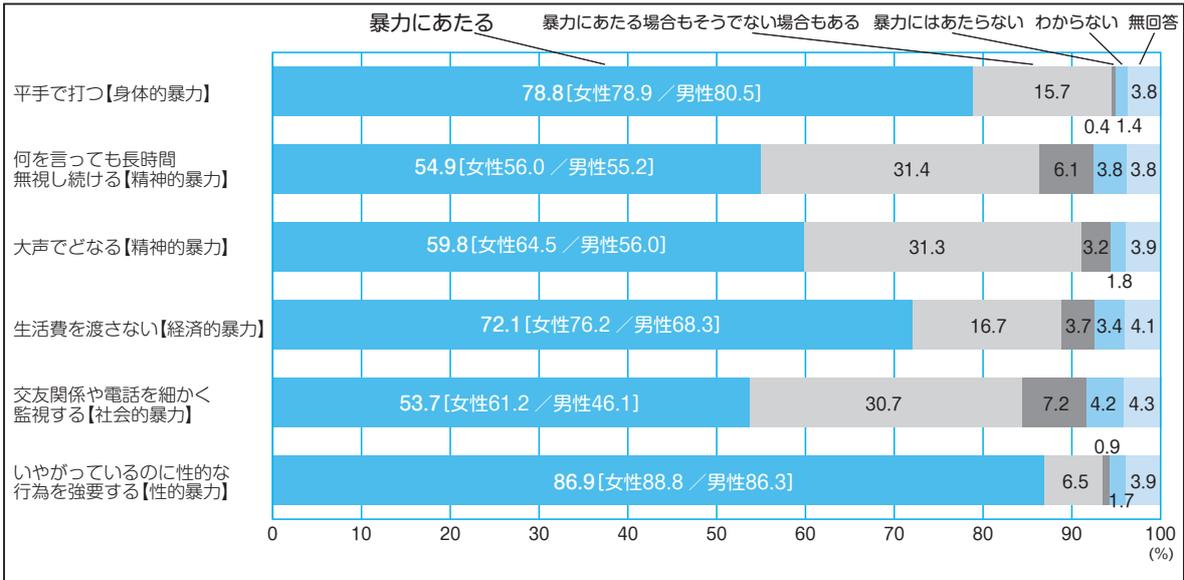


【出典：2021年度県民ニーズ調査(第1回課題調査)を基に県共生推進本部室作成】

(4) 配偶者等からの暴力及び犯罪被害をめぐる状況

配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難な場において行われることが多いため、潜在化しやすく、被害が深刻になりやすいという特性があります。県民ニーズ調査において、夫婦間の暴力に該当する6つの行為について、暴力として認識しているか聞いたところ、総じて女性より男性の方が割合が低くなっており、社会的暴力や精神的暴力に対する認識は、身体的暴力等と比較して割合が低くなっています。

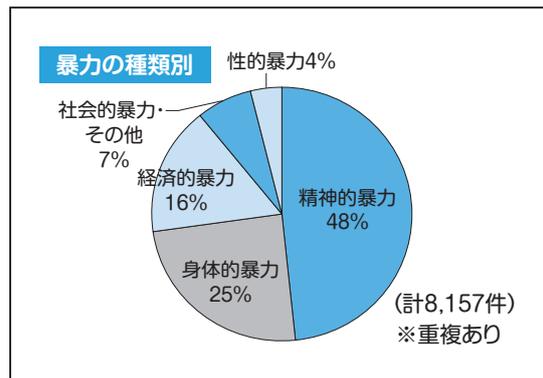
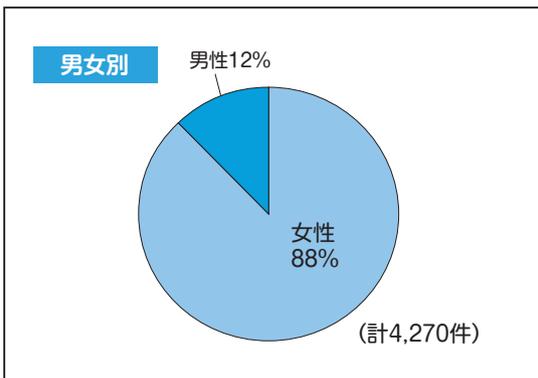
【グラフ13 夫婦間での暴力行為における暴力（DV）としての認識（神奈川）】



【出典：2022年度県民ニーズ調査（第1回課題調査）】

【グラフ14 県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談等件数の内訳（2021年度）（神奈川）】

【出典：県共生推進本部室作成】



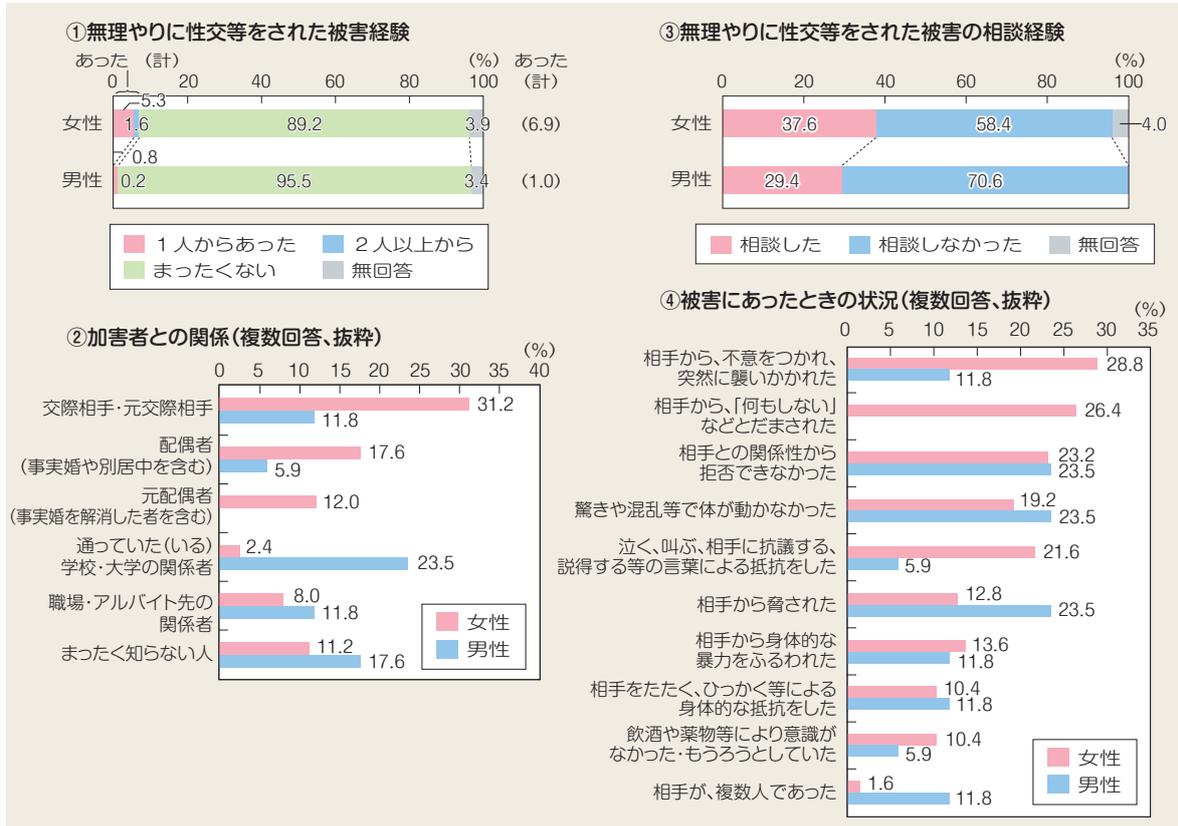
<暴力の代表的な形態>

※DV被害者本人からの相談に関するもの

| | |
|-------|---|
| 精神的暴力 | 暴言を吐く／脅かす／無視する／浮気・不貞を疑う など |
| 身体的暴力 | 殴る／蹴る／首を絞める／タバコの火を押し付ける など |
| 経済的暴力 | 生活費を渡さない／女性が働き収入を得ることを妨げる／借金を重ねる など |
| 社会的暴力 | 外出や、親族・友人との付き合いを制限する／メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視する など |
| 性的暴力 | 性行為を強要する／ポルノを見せたり、道具のように扱う／避妊に協力しない など |

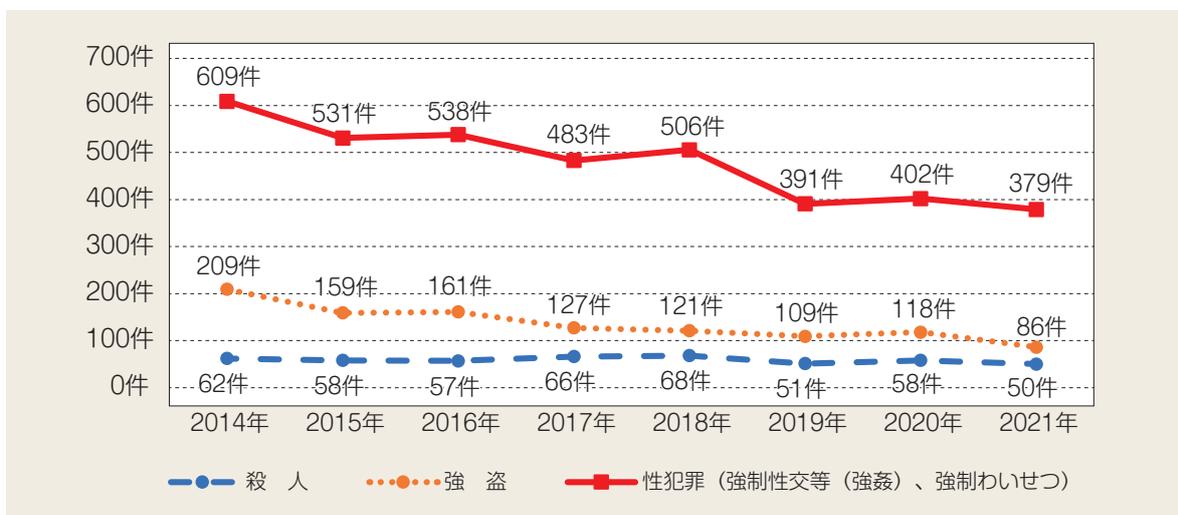
性犯罪や、同意のない性的な行為やアダルトビデオへの出演強要等の性産業への望まない従事などの性暴力をはじめとして、あらゆる暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であり、未然防止や被害者への支援等の取組みが求められています。

【グラフ15 無理やりに性交等された経験被害等（全国）】



【出典：2022年版男女共同参画白書】

【グラフ16 県内の殺人、強盗及び性犯罪の認知件数の推移（神奈川）】



【出典：神奈川県警察本部の数値を基に県共生推進本部室作成】

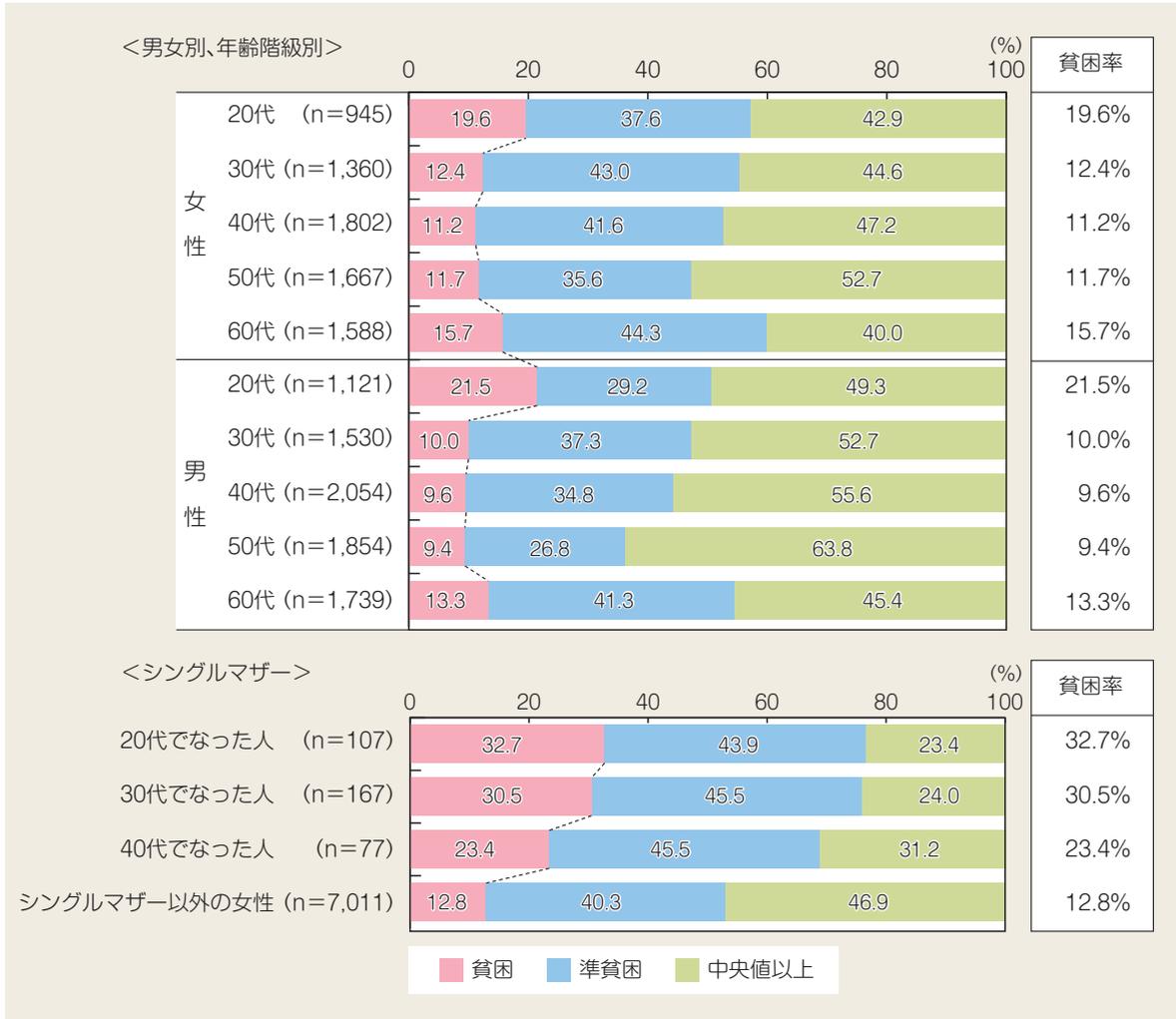
(5) 困難を抱える女性等をめぐる状況

貧困率を年齢階級別に見てみると、20代では男性の方が貧困率が高く、30代以降は女性の方が貧困率が高くなっています。また、シングルマザーは、それ以外の女性と比べて、貧困率が高く、若い年代でシングルマザーとなった人の方が貧困率が高くなっています。その理由としては、育児等の両立のため、無業もしくは非正規雇用を選んでいる（いた）、また、そのような働き方の積み重ねの結果として、経済的基盤が弱いなど、女性ならではの貧困に至る背景があります。

また、障がいのある方や外国人の方については、日常生活や就業の場における制約が重なり、複合的に困難な状況に置かれる場合があります。

抱える問題が、多様化、複合化、複雑化している状況も踏まえて、様々な生活上の困難を抱える人々が、安心してくらししていけるようにするためには、それぞれの困難に応じた支援が必要です。

【グラフ17 貧困率（男女別、年齢階級別、シングルマザー）（全国）】



【出典：2022年版男女共同参画白書】

性的マイノリティ（LGBT等）の方々は、少数者であるために、周囲の人の無理解や偏見から、様々な困難を抱えることがあります。

性の多様性を認め合うことは、誰もが「自分らしく」生きられる社会を実現するための重要な課題の一つです。神奈川県内では、28の市町村でパートナーシップ制度が導入されています。（2022年10月時点）



セクシュアリティ（性）の多様性について

セクシュアリティ（性）は多種多様な要素のグラデーションであるといわれていますが、おもな構成要素として、次の4つが挙げられます。

◆生物学的な性＝「からだの性」

性染色体、内・外性器の形状など、客観的な事実を基に識別した性別

◆性的指向

恋愛感情や性的欲求が主にどの性別に向いているかということ

◆性自認＝「こころの性」（性同一性、性のアイデンティティ）

「自分は女／男である」、「自分はそのどちらにもあてはまらない」など、自分が自分の性をどのように認識しているかということ

◆表現する性

言葉遣いやしぐさ、服装など、個人が表現する性のこと

こうした多様な性のあり方のなかで、少数の立場にある人を示す言葉として、「性的指向」に関して少数であるレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、「性自認」に関して少数であるトランスジェンダー（「からだの性」に違和感を持つ人）の頭文字をとって「LGBT」と表現することがありますが、この類型にあてはまらない人も多くいます。

そのため、性別にかかわらず恋愛・性愛の感情を抱かない人（アセクシュアル）、性自認を男性・女性のいずれかにあてはめない人（エックスジェンダー）や自分自身のセクシュアリティが分からない、決めない人（クエスチョニング）などを含め、「LGBTQ+」といった表現が用いられることもあります。

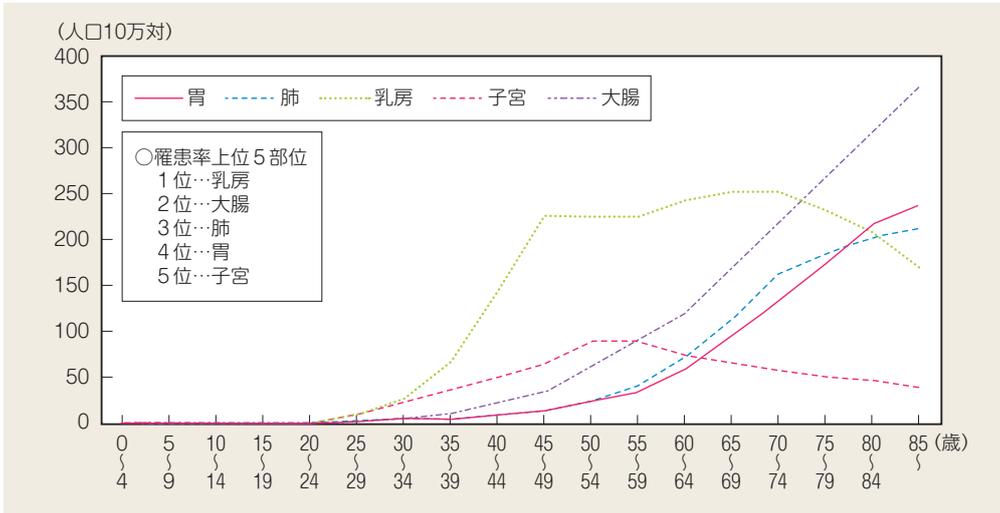
また、「性的指向（Sexual Orientation）」と「性自認（Gender Identity）」の頭文字をとった「SOGI」（ソジ又はソギ）という言葉も、性的マイノリティの人に限らず、すべての人の性の多様性を示す表現としてよく用いられています。

多彩なセクシュアリティの存在を知り、性のあり方が一人ひとり異なるものであると意識することは、誰もが自分らしく生きられる社会づくりのために、とても重要です。

(6) 男女の健康をめぐる状況

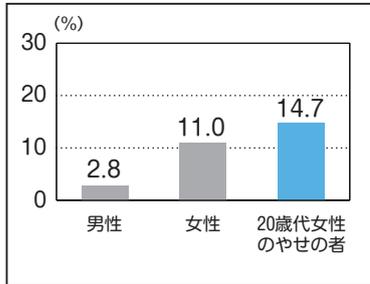
年齢により変化する女性ホルモンの影響を受ける女性は、妊娠や出産等のライフイベントや、思春期から更年期等のライフステージに応じたからだの変化を経験する可能性があります。一方、男性は、女性に比べて、生活習慣病の原因となる喫煙、飲酒やメタボリック・シンドローム該当者の割合が高くなっているほか、自殺者が多い傾向があります。

【グラフ18 女性の年齢階級別がん罹患率（全国）】

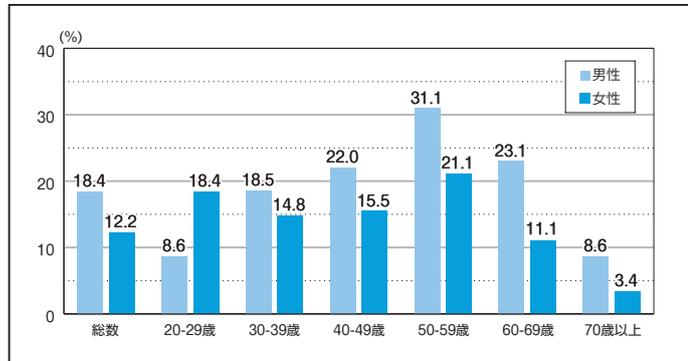


【出典：2022年版男女共同参画白書】

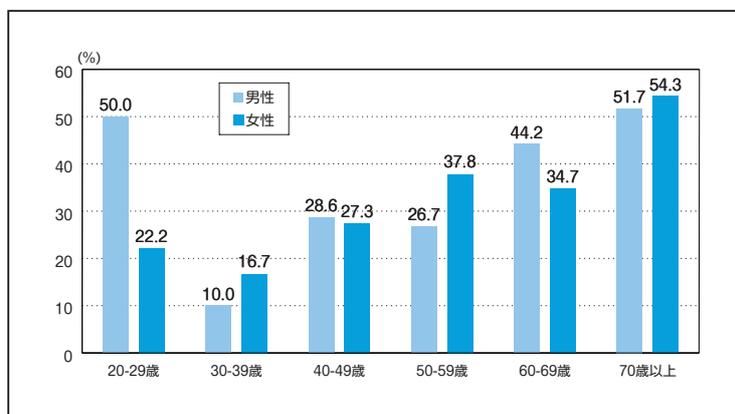
【グラフ19 やせの者 (BMI<18.5kg/m²)の割合(神奈川県)】



【グラフ20 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の状況(神奈川県)】



【グラフ21 運動習慣のある者の割合(神奈川県)】



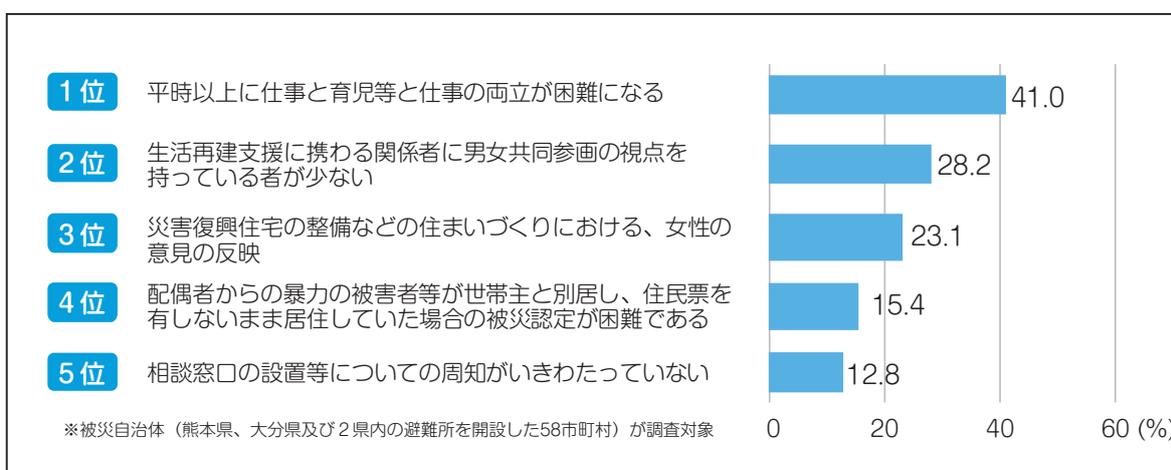
【グラフ19・20・21出典：2017～2019年「県民健康・栄養調査」を基に県共生推進本部室作成】

(7) 防災・復興における状況

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。また、固定的な性別役割分担意識等により、男性に家庭の経済的責任が集中したり、女性に家族のケアが集中したりする傾向にあることも指摘されています。

平常時、初動、避難生活、復旧・復興のそれぞれの段階において、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、意思決定の場への女性の参画、自主防災組織における女性リーダーの育成などが求められています。

【グラフ22 被災者の生活再建のための男女共同参画の視点から見た課題（熊本県ほか）】



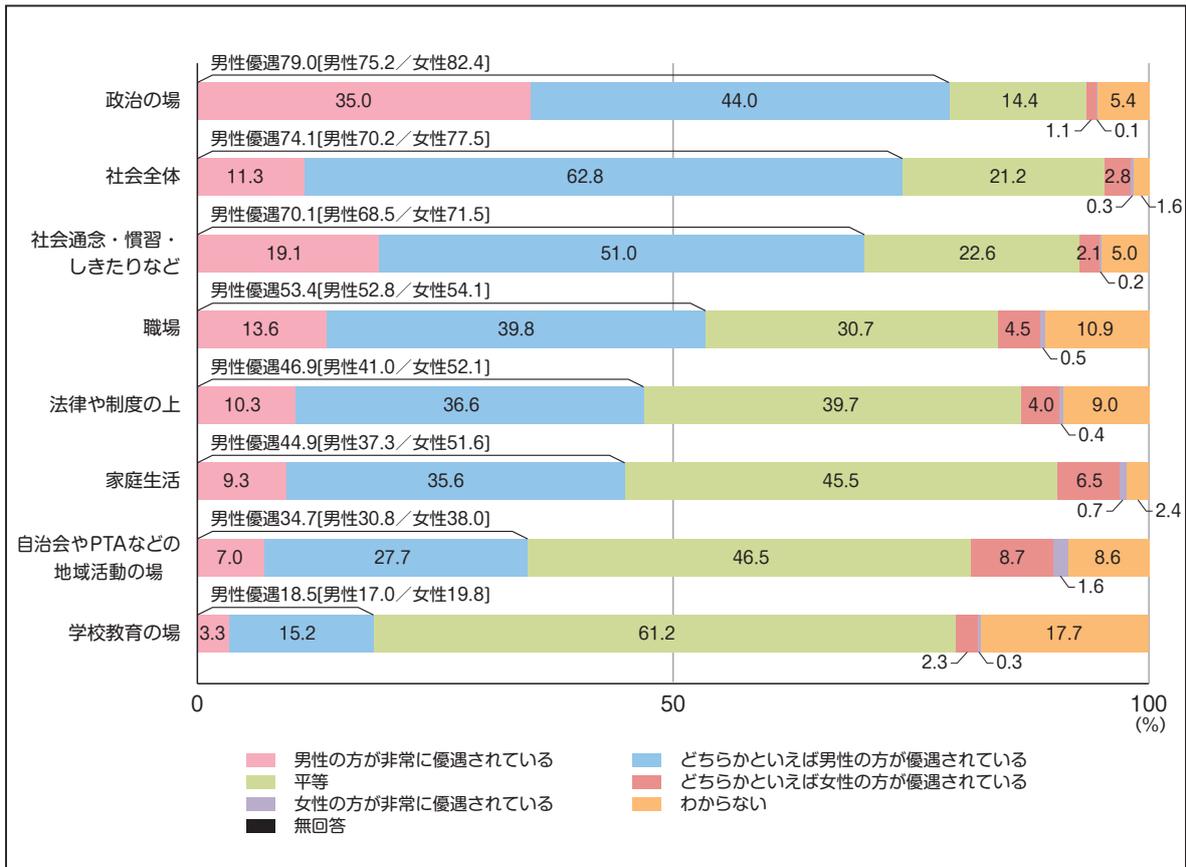
【出典：2017年「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査」（内閣府）を基に県共生推進本部室作成】

(8) 性別による役割分担意識

国の世論調査によると、政治の場や社会全体、社会通念・慣習・しきたり、職場においては、半数以上が「男性優遇」であると回答しているなど、社会の様々な場面で、未だに男女間の不平等を感じている割合が高く、特に女性の方がより不平等感を感じていることが分かります。

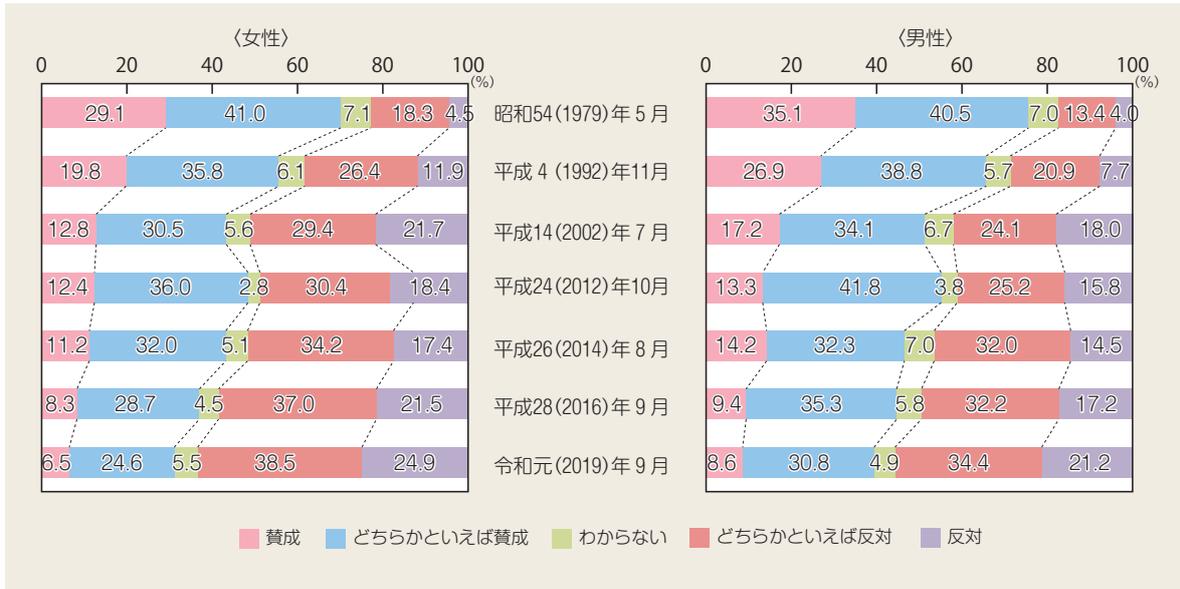
その背景には、性別によって固定的に役割を分けて考える「固定的な性別役割分担意識」があると考えられ、近年減少傾向にあるとする調査結果もありますが、未だに根強く、男女共同参画を阻む要因となっており、引き続き、解消に向けた取り組みが必要とされています。

【グラフ23 男女の地位の平等感（全国）】



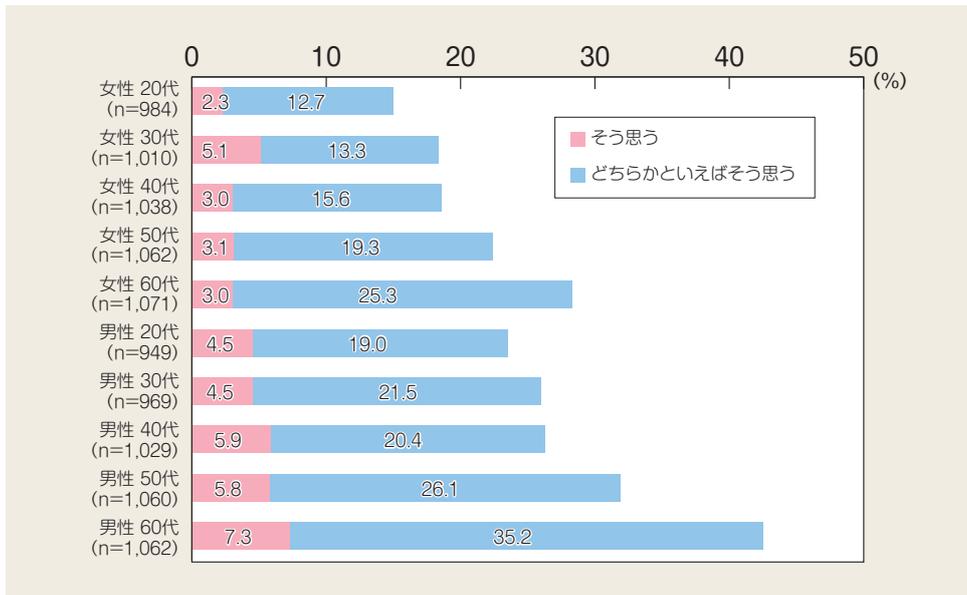
【出典：2019年度「男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府）を基に県共生推進本部室作成】

【グラフ24 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化(全国)】



【出典：2022年版男女共同参画白書】

【グラフ25 性別役割分担意識(男性は結婚して家庭をもって一人前だ)(全国)】



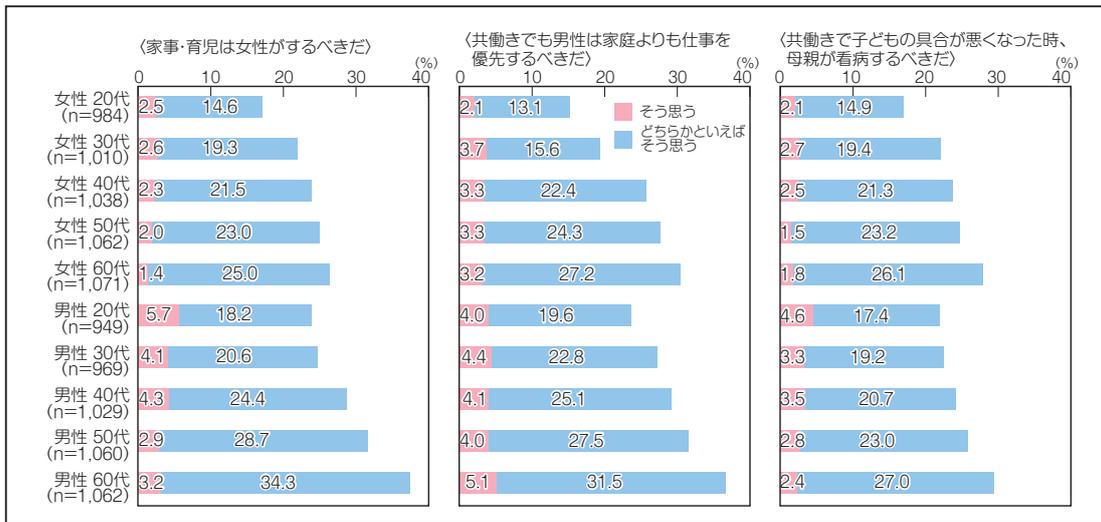
【出典：2022年版男女共同参画白書】

(9) 若年層の意識

内閣府の「令和3年度性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」家事・育児や働き方に関する項目の調査について、他の年代と比べて、20代の男性で「そう思う」と回答した割合が高く、このことから、20代男性の固定的な性別役割分担意識の肯定感が高いことがうかがえ、女性との意識の差が大きいという結果が出ています。また、県民ニーズ調査においても、「ずっと職業を続ける方がよい」と回答した割合は、若年層において低くなりました。

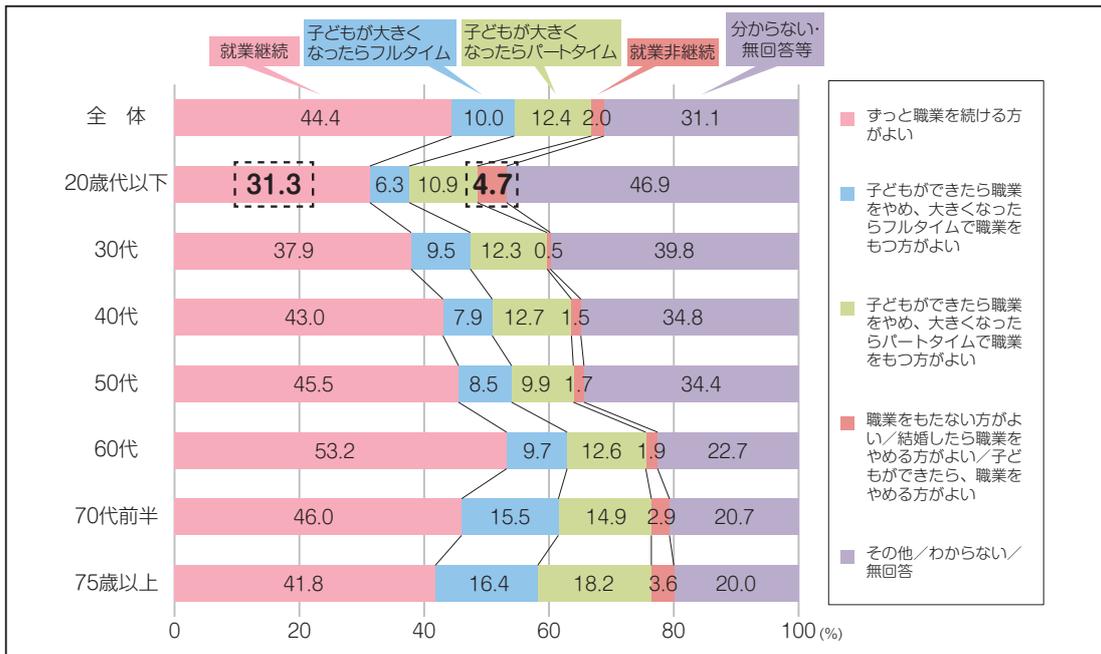
固定的な性別役割分担意識に縛られず、それぞれの個性と適性に応じた自分らしい人生を選択していくためには、社会において様々な生き方があることを示す多様なロールモデルの情報提供が必要です。

【グラフ26 性別役割分担意識（性・年代別）（全国）】



【出典：2022年版男女共同参画白書】

【グラフ27 女性が職業をもつこと（神奈川）】

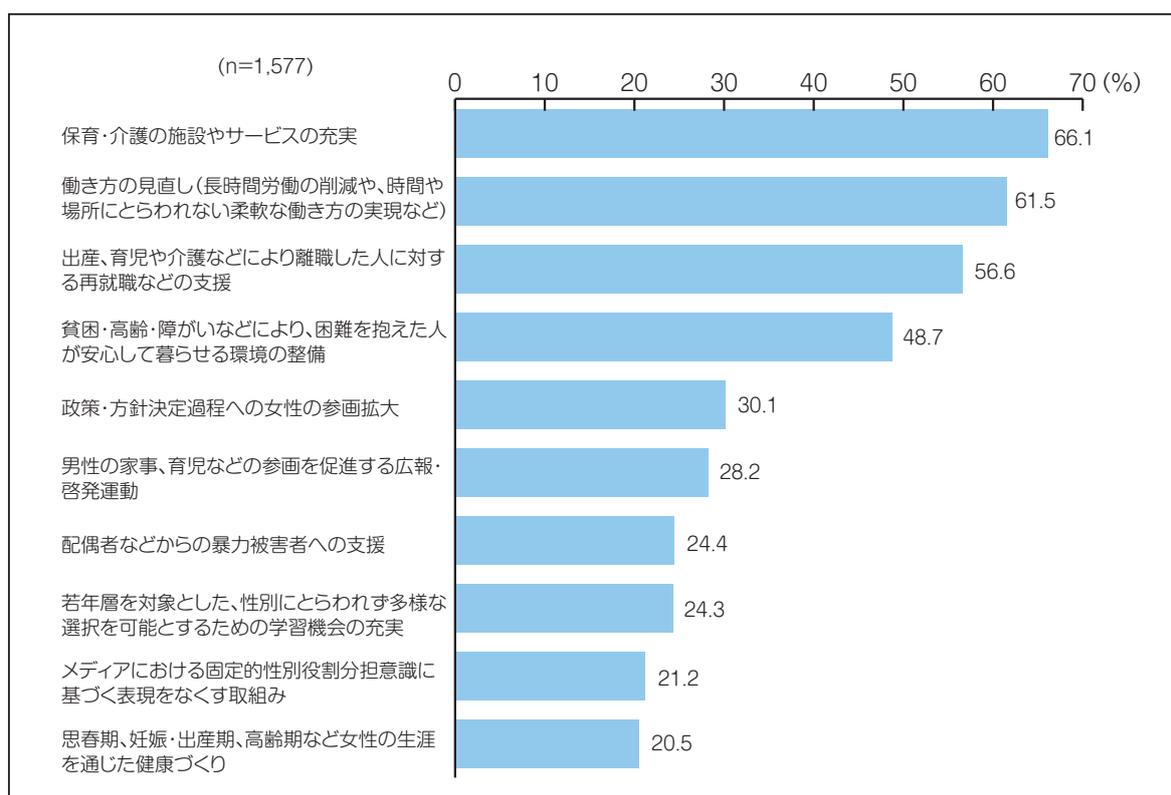


【出典：2021年度県民ニーズ調査（第1回課題調査）を基に県共生推進本部室作成】

(10) 男女の育児・介護をめぐる状況

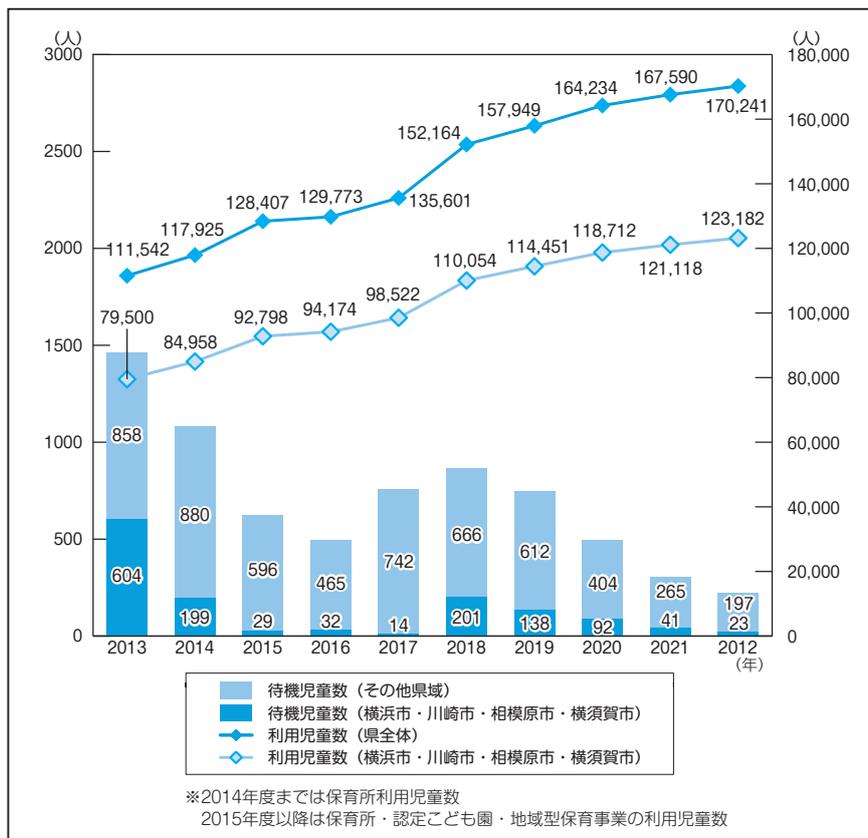
女性の就業継続をはじめ、男女共に多様な生き方を選択できる社会を実現するためには、育児・介護の基盤整備は不可欠です。県民ニーズ調査でも、男女共同参画社会の実現のために力を入れるべき施策として、「保育・介護の施設やサービスの充実」の回答が最も多くなっており、以下、「働き方の見直し」、「出産、育児や介護などにより離職した人に対する再就職などの支援」、「貧困・高齢・障がいなどにより、困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備」と続いています。

【グラフ28 男女共同参画社会の実現のために力を入れるべき施策（上位10位）（複数回答）（神奈川）】



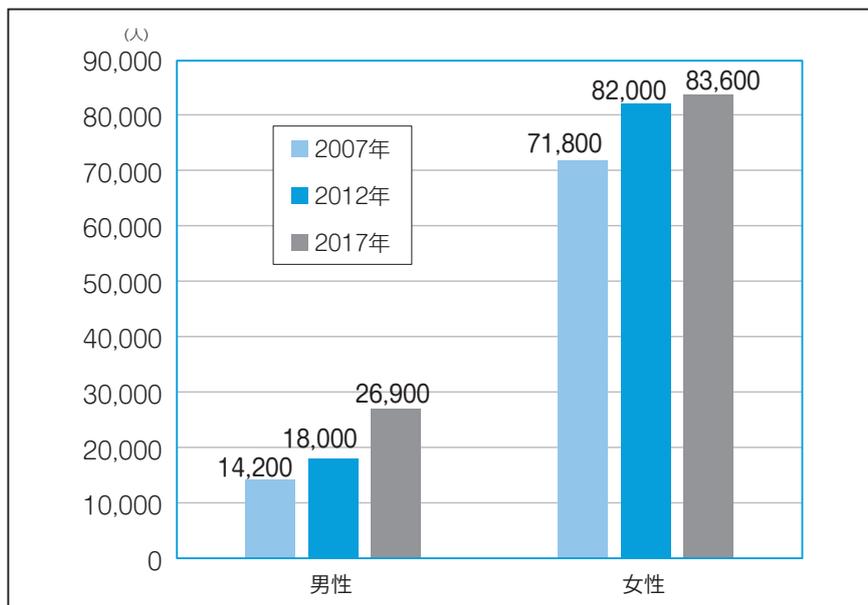
【出典：2021年度県民ニーズ調査（第1回課題調査）】

【グラフ29 保育所等利用児童数と保育所等利用待機児童数（神奈川）】



【出典：県共生推進本部室作成】

【グラフ30 介護・看護を理由とする離職者数の推移（神奈川）】



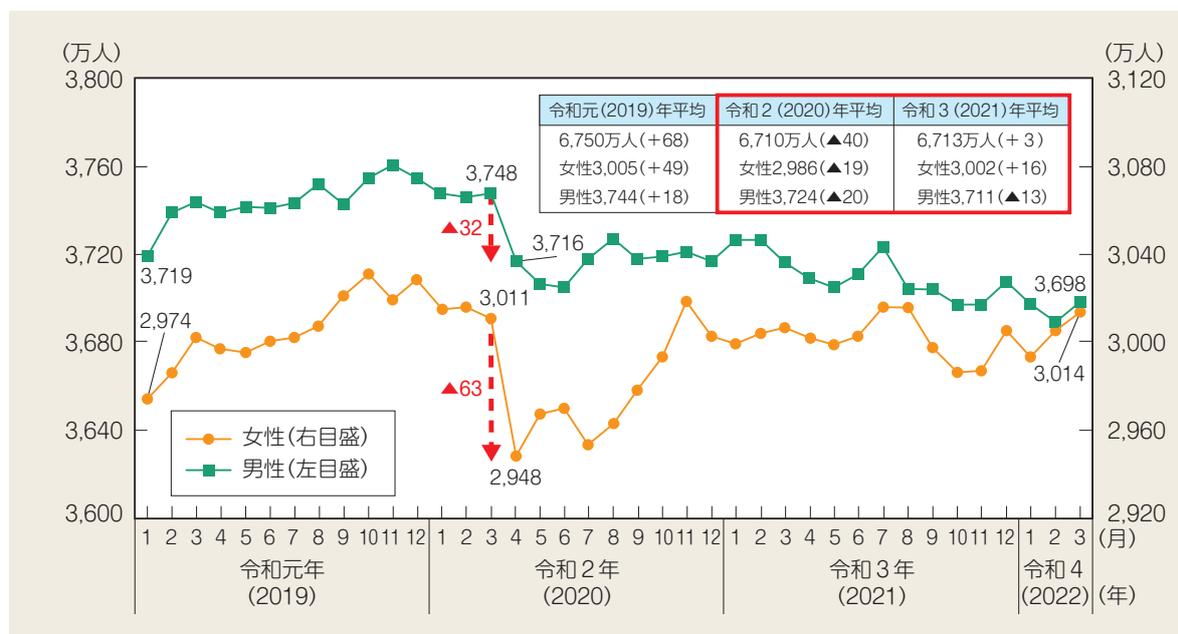
【出典：2007、2012、2017年「就業構造基本調査」より県共生推進本部室作成】

(11) 新型コロナウイルス感染症の影響

内閣府男女共同参画局が設置した「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」の報告書によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、雇用面や生活面で女性に大きな影響を及ぼしました。特に、飲食・宿泊業等の女性の多い産業に大きな打撃を与え、それらの産業は非正規雇用労働者の割合が高く、さらにその非正規雇用労働者には女性が多いことが背景にあります。また、自殺者数は依然として男性の方が多いものの、前年比では女性が大きく増加しました。さらに、休校や在宅勤務などにより家族と過ごす時間が増加したことで、家事・育児・介護といった無償ケアに対する女性の負担感が増加したこともうかがえます。

根強い固定的な性別役割分担意識等をはじめとして、こうした女性への深刻な影響の根底には、平時において男女共同参画が進んでいなかったことがあり、それが新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により顕在化したと指摘されています。

【グラフ31 コロナ下の女性への影響（就業者数の推移）（全国）】



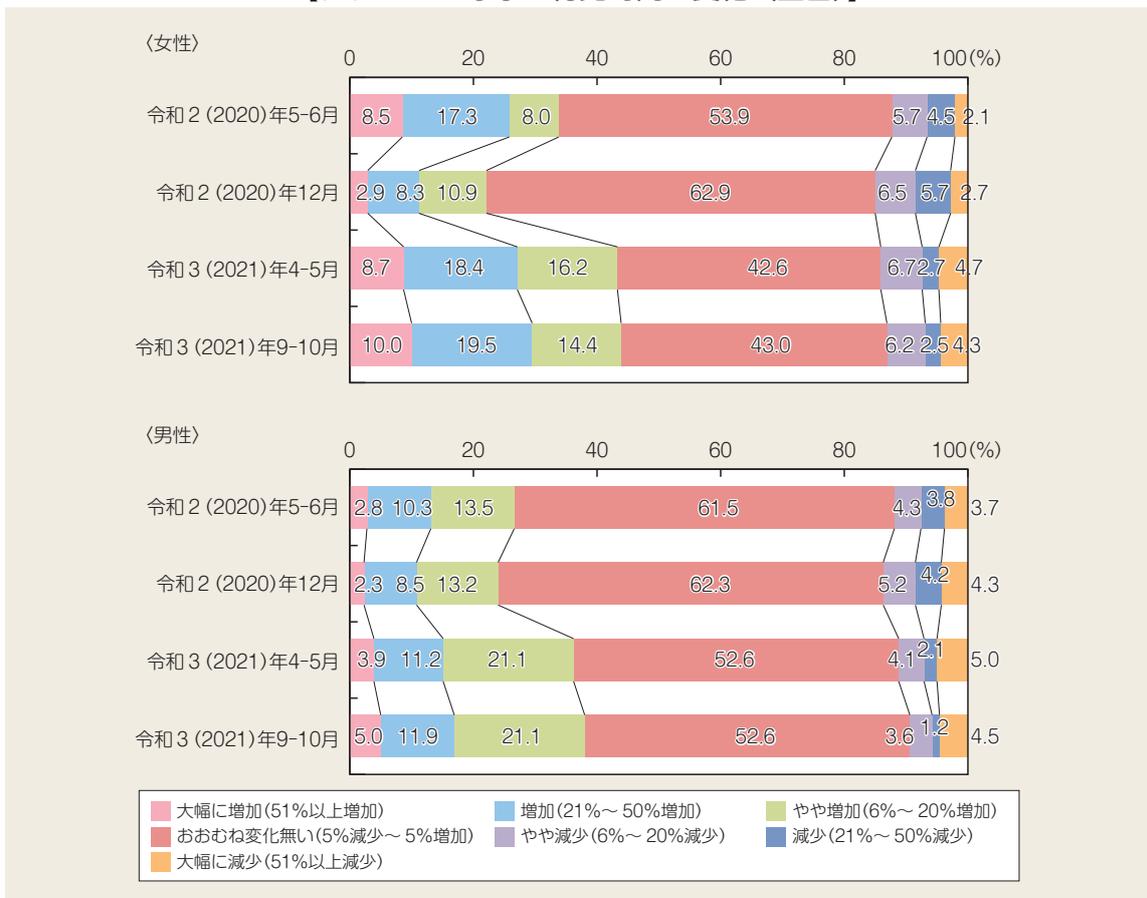
【出典：2022年版男女共同参画白書】

【グラフ32 コロナ下の女性への影響（自殺者数の推移）（全国）】

| 令和元(2019)年 | 令和2(2020)年 | 令和3(2021)年 |
|------------|----------------|-----------------|
| 20,169人 | 21,081人(+912) | 21,007人(▲74) |
| 女性 6,091 | 女性 7,026(+935) | 女性 7,068(+42) |
| 男性 14,078 | 男性 14,055(▲23) | 男性 13,939(▲116) |

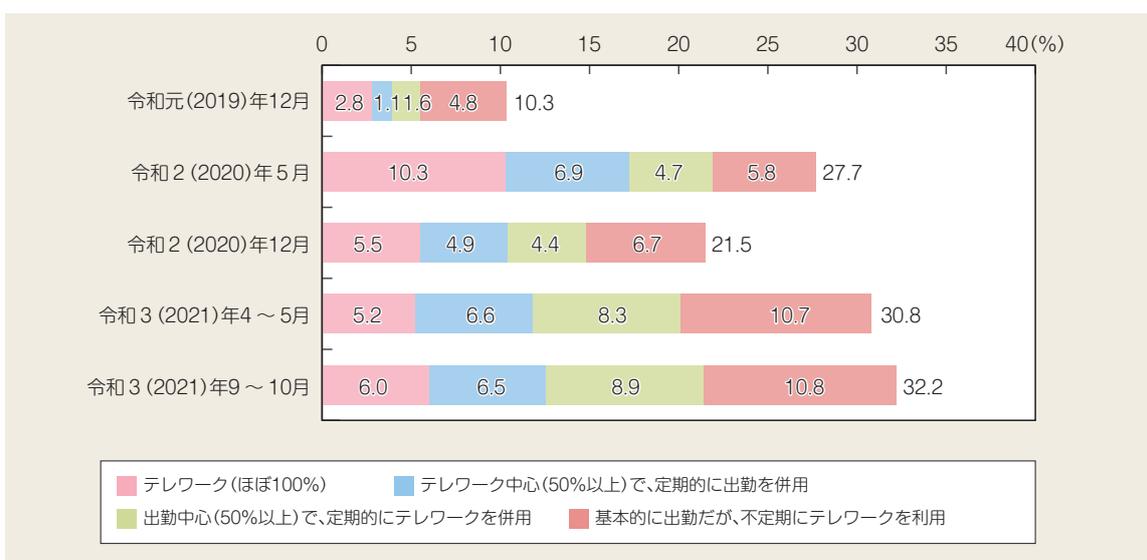
【出典：2022年版男女共同参画白書】

【グラフ33 家事・育児時間の変化（全国）】



一方、コロナ禍を契機に、オンラインの活用が急速に拡大しました。今後は、柔軟な働き方や男性の家庭・地域活動への参画につながるよう、テレワークなど多様なワークスタイルのさらなる推進が望まれます。

【グラフ34 テレワーク実施頻度の変化（全国）】



【グラフ33・34出典：2022年版男女共同参画白書】

3 重点的に取り組むべき事項

1、2に示した現状と課題を踏まえ、次の視点から重点的に取り組む必要があります。

- (1) 政治分野をはじめ、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、女性活躍に向けてさらなる取組みが必要です。また、理工系分野や環境分野等、あらゆる分野に女性の参画を促進する必要があります。男性については、固定的な性別役割分担意識等の解消や働き方改革等を通じて、家庭・地域活動への参画を促進する必要があります。

[→p.30 重点目標1へ]

- (2) 働き続けることを希望する女性が、出産や育児・介護等により就業を中断することなく働き続けることができるようキャリア形成の視点を持って支援するとともに、職場における男女共同参画を促進する必要があります。また、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、長時間労働を是正し、育児・介護をはじめ、個人の置かれた状況に応じて、多様な働き方が選択できるようなワークスタイルを推進する必要があります。

[→p.36 重点目標2へ]

- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律や2022年に成立した困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等に基づき、配偶者等からの暴力の未然防止、被害者への支援に引き続き取り組むとともに、生活上の困難に陥りやすい女性等が、安心してくらすことができるよう、それぞれの実情に応じた支援を行う必要があります。また、人生100歳時代において、誰もが健康に生き生きとくらしていけるよう、生涯を通じた健康支援を行うとともに、大規模な災害時に男女共同参画の視点が特に重要となる防災・復興分野における取組みを推進する必要があります。

[→p.40 重点目標3へ]

- (4) 「家事・育児等は主として女性が担うもの」に象徴される「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」については、上記(1)から(3)に記載した男女共同参画社会の実現を阻む共通の課題となっています。今後ともその解消に向けて意識改革を図っていくとともに、将来を担う子どもや若者が、性別にとらわれずに将来を見通した自己形成ができるよう、若い世代への意識啓発を充実していく必要があります。また、男女共に多様な選択が可能となるよう、育児・介護等の社会的な基盤整備を行う必要があります。

[→p.49 重点目標4へ]

- (5) 市町村やNPO、民間企業等との連携・協働により、推進体制を強化する必要があります。また、すべての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むジェンダー主流化と、男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するためのジェンダー統計を推進するとともに、データの見える化などにより、施策の進捗状況を適切に進行管理する必要があります。

[→p.54 重点目標5へ]

Ⅲ 計画の内容

1 基本目標

～すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ～

男らしさ、女らしさを強制されず、それぞれが個々人の力に見合った働き方や生き方を実現し、生きづらさが解消された社会である「ジェンダー平等社会」の実現をめざします。

2 基本理念

県は、ジェンダー平等社会をめざして、次の4つの基本理念に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、当事者目線に立ち、施策を遂行していきます。

I 人権の尊重

性別（※）による権利侵害や差別を受けず、すべての人が個人の力を発揮できるようにすること

II あらゆる分野への参画

社会のあらゆる分野で、すべての人が性別（※）にかかわらず意思決定過程に共同して参画できるようにすること

III ワーク・ライフ・バランスの実現

すべての人が、多様で柔軟な働き方等を通じて、仕事と家庭生活との両立ができるようにすること

IV 固定的な性別役割分担意識等の解消

性別（※）による固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、社会のあらゆる活動においてすべての人が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること

※「性別」には、男女に限らず、すべての性自認を含みます。

3 重点目標と施策の基本方向

各種課題を踏まえるとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画」等を勘案し、次の5項目を重点目標として、施策に取り組みます。

重点目標① あらゆる分野における男女共同参画

重点目標② 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

重点目標③ 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし

重点目標④ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

重点目標⑤ 推進体制の整備・強化

コラム

ジェンダー平等とは



<基本的人権の保障・男女平等>

1946年に制定された日本国憲法第14条において、すべての国民は法の下に平等であり、性別によって、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないことと定められ、「男女平等」が保障されています。

国際的にも、1948年には、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものとされています。

さらに、1979年には、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした「女子差別撤廃条約」が採択され、1981年に発効しました。条約では、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。日本も、男女雇用機会均等法の制定等を経て、1985年に批准しています。

<男女共同参画>

日本では、男女平等を当然の前提としたうえで、意思決定過程に参加すること（＝参画）を重要な理念として、1999年に男女共同参画社会基本法が施行されました。同法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

<ジェンダー平等>

一方、生物学的性別（セックス）に対して、社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と呼びます。ジェンダー間の様々な格差（教育、収入、社会的地位など）は、本来の能力とは関係なく、社会的構造によって生じた固定的性別役割が増幅していった結果であり、そうした社会的性差による不均衡・差別や偏見を意識的に解消しようという意図で「ジェンダー平等」という用語が用いられるようになりました。

プランにおいては、ジェンダー、ジェンダー平等を次のように整理します。

●ジェンダー

生物学的性別（セックス）に対し、社会的・文化的に形成された性差に着目する表現。

男性、女性という二つだけの性に人々をはめ込まず、世の中には多様な性のグラデーションがあることについて注意喚起を促す概念でもある。

●ジェンダー平等

「男女共同参画」と比べ、次の点に焦点を当てていることが特徴

- ・男性、女性だけではなく、性的マイノリティを含め、すべての人を対象とする
- ・機会の平等だけではなく、格差の解消もめざす



「ジェンダー平等」も「男女共同参画」もめざす方向性は同じだけど、「ジェンダー平等」は「男女共同参画」よりも幅広く、「性差」という概念により敏感に用いられることが多いのかな。

性別による不平等や不均衡は、そのような状況にある個人の能力に基づくものではなく、社会的な構造に起因するものであるという考え方は、「ジェンダー平等」も「男女共同参画」も同じだね。



IV 体系図

基本目標

すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ

基本理念

I 人権の尊重
II あらゆる分野への参画
III ワーク・ライフ・バランスの実現
IV 固定的な性別役割分担意識等の解消

重点目標

1 あらゆる分野における男女共同参画

2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし

4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

5 推進体制の整備・強化

施策の基本方向

(1) 政策・方針決定過程における女性の参画

(2) あらゆる分野における女性の活躍促進

(3) 家庭・地域活動への男性の参画

(1) 職業生活における活躍支援

(2) 働き方改革と多様なワークスタイルの推進

(1) あらゆる暴力の根絶

(2) 困難を抱えた女性等に対する支援

(3) 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援

(4) 防災・復興における男女共同参画の推進

(1) 固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識改革

(2) 子ども・若者に向けた意識啓発

(3) 育児・介護等の基盤整備

(1) 多様な主体との協働

(2) ジェンダー主流化とジェンダー統計の促進

(3) 進行管理

主要施策

①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画

②民間における政策・方針決定過程への女性の参画

①女性の活躍の推進

②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援

③農業や商工業分野における女性の参画支援

①男性の家庭・地域活動への参画促進

②長時間労働の是正と多様な働き方の促進【再掲】

③両立支援のための取組み促進【再掲】

④男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成【再掲】

⑤男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供【再掲】

⑥子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成【再掲】

①女性の就業支援

②育児等の基盤整備【再掲】

③介護の基盤整備【再掲】

④就業環境の整備

①長時間労働の是正と多様な働き方の促進

②両立支援のための取組み促進

①配偶者等からの暴力防止

②配偶者等からの暴力被害者への支援

③犯罪被害者等に対する支援

①ひとり親家庭に対する支援

④外国人女性に対する支援

②高齢女性に対する支援

⑤生活困窮者等の自立に向けた支援

③障がいのある女性に対する支援

⑥性的マイノリティ(LGBT等)に対する支援

①健康に対する支援

②エイズ・性感染症等に対する支援

③県民が生涯にわたり輝き続けることができる「人生100歳時代」に向けた取組み

防災・復興における男女共同参画の推進

①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供

①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成

②学校現場における基盤整備

①育児等の基盤整備

②介護の基盤整備

V 具体的な取組み

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

男女共同参画を一層進めるため、あらゆる分野における女性の活躍を促進するとともに、家庭・地域活動への男性の参画をめざします。

施策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画

世界経済フォーラムが2022年に発表したジェンダーギャップ指数（各国における男女格差を測る指標）では、日本は146か国中116位であり、国会議員や閣僚、企業の管理職等に女性が少ないことが順位を低くする大きな要因となっています。

政治や経済における方針決定過程において、女性の意思が広く公平に反映されていくため、女性の人材育成や、審議会等における女性の登用を推進します。

■主要施策

①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画

男女の意見が公平に政策・方針決定過程に反映されるよう、女性の政策立案能力の向上を図るセミナーを実施し、政治分野における男女共同参画を推進するとともに、県庁内の取組みを促進します。

- ・政治分野における男女共同参画の状況の「見える化」による普及啓発や情報提供
- ・議員活動と家庭生活との両立支援やハラスメント防止など、県議会の議員活動に係る環境整備について議会局への要請
- ・女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施
- ・「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づく県職員の女性の職域拡大及び登用促進
- ・県の審議会等における女性委員の登用促進 等

②民間における政策・方針決定過程への女性の参画

経営者・管理職の意識改革に加え、女性管理職人材育成のため、マネジメント能力の向上を支援するセミナーを実施するほか、様々な分野で能力を発揮している女性のロールモデルについて、情報提供を行います。

- ・女性管理職育成セミナーの実施
- ・女性を部下に持つ男性管理職向けセミナーの実施
- ・「かながわ女性の活躍応援団」啓発講座等による意識啓発（再掲（※）） 等

※再掲：1つの事業を複数の柱に位置付ける場合に、最も関連が深い柱への位置付け（本掲）に対して、他の柱への位置付けを「再掲」と表記（以下同じ）。

■数値目標

| 目 標 | 現状値(年度) | 目標値(年度) |
|---|--------------------------------------|------------------------------|
| 県の管理職に占める女性の割合 (知事部局等)※ 1 | 18.6% (2022) | 25% (2025) ※ 2 |
| 県の審議会等における女性委員の割合 | 38.8% (2021) | 40.0%を超えること (2023) ※ 3 |
| 参考数値 | 現状値(年度) | |
| 地方議会における女性議員の割合 ①県議会 ②市区議会 ③町村議会 | ①18.3% ②23.0% ③25.9% (2021) | |
| 市町村の審議会における女性委員の割合 | 31.4% (2021) | |
| 県職員採用試験(大学卒業程度)からの採用者に占める女性の割合 | 34.9% (2021) | |
| 県立学校教員の校長・副校長・教頭に占める女性の割合 | 24.3% (2022) | |
| 警察官の総定数に占める女性警察官の割合 | 10.6% (2022) | |
| 自治会長に占める女性の割合 | 9.9% (2021) | |

※ 1 知事部局、企業庁、議会局、各局委員会、教育委員会（教員を除く）における数値。

※ 2 目標年度が計画期間の途中年度となっている目標値についてはその年度に到達した時点で目標値及び目標年度を見直します（以下同じ）。

※ 3 40.0%に達するだけでなく、40.0%を超えてさらに上昇をめざします。



県の取組み

●「かなテラスカレッジ」

様々な意思決定の場への女性（議員・審議会委員等、行政・地域・企業等のキーパーソンとして活動する女性）の参画を促進するため、地域や社会の課題を発見し解決するための手法を学ぶセミナーです。

●「女性管理職育成セミナー」

女性管理職人材の育成のため、主任・係長・サブリーダー相当職の女性を対象に、管理職の役割や心構え、マネジメントスキルなどを学ぶセミナーです。

●「女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー」

女性を部下に持つ男性管理職を対象に、女性活躍推進を阻害する「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」等について学び、部下の力を引き出す効果的な働きかけ方を習得するセミナーです。



政治分野における男女共同参画の推進

2018年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことなどを基本原則としています。

さらに、2021年には、政党その他の政治団体の取組み促進や、国や地方公共団体の責務等を強化すること、議会と関係行政機関が適切な役割分担の下で、政治分野における男女共同参画の推進に積極的に取り組むことなどを内容とする法改正がなされました。

<同法に規定されている地方公共団体の義務>

- ・啓発活動
- ・環境整備
- ・性的な言動等に起因する問題への対応
- ・人材の育成等

施策の基本方向 2 あらゆる分野における女性の活躍促進

女性の参画は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や新たな発想をもたらし、社会全体の活力につながるものとして、大きく期待されています。

国際競争力強化のためにも、デジタル関連を含め、多様な視点や発想が求められる科学技術分野や、経営等への参画が進んでいない農業分野など、あらゆる分野における女性の参画を促進するとともに、女性の活躍を推進する社会的機運を醸成します。

■主要施策

①女性の活躍の推進

神奈川にゆかりのある大企業等のトップによる「かながわ女性の活躍応援団」の取組みによる女性活躍推進のための社会的ムーブメントの拡大や、神奈川なでしこブランド事業等の実施により、企業における女性の活躍等を推進します。

- ・「かながわ女性の活躍応援団」啓発講座等による意識啓発
- ・神奈川なでしこブランド事業の実施
- ・女性のための初期キャリア形成支援セミナー
- ・県の競争入札参加資格者等等級格付における女性活躍推進法による認定取得事業者への加点 等

②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援

若い世代のデジタル関連を含めた理工系志望や環境分野における女性の参画を促進するなど、女性の進出が少ない分野への女性の参画を支援します

- ・理工系キャリア支援講座の実施
- ・デジタル技術を活用できる人材の育成
- ・次世代を担う若年層への環境学習・教育の推進 等

③農業や商工業分野における女性の参画支援

女性の力を活用して農業経営を改善・発展させるため、女性の新規就農及び経営参画を促進するとともに、商工業に携わる女性の活躍を支援します。

- ・ 農業委員や農業協同組合の役員等への登用促進
- ・ 女性農業者のための経営発展支援セミナーの実施
- ・ 商工会や商工会議所が行う女性の活動に対する支援 等

■数値目標

| 目 標 | 現状値(年度) | 目標値(年度) |
|--|--|-----------------|
| 民間事業所の女性管理職(課長相当職以上)の割合 | 8.7% (2021) | 13.0% (2027) |
| 参考数値 | 現状値(年度) | |
| 「かながわ女性の活躍応援団」応援団員企業等からの講師派遣啓発講座等の開催件数及び受講者数 | 開催件数 4 回 受講者数 759 人 (2021) | |
| 大学(学部)及び大学院(修士課程、博士課程)に占める女子学生の割合(理学、工学)(全国) | 理学 大学(学部) 27.8% 大学院(修士課程) 23.6% 大学院(博士課程) 21.0% 工学 大学(学部) 15.7% 大学院(修士課程) 14.6% 大学院(博士課程) 19.2% (2021) | |
| 大学等における専門分野別教員の女性の割合(講師以上:教授等、准教授、講師)(全国) | 理学 8.7% 工学 5.7% (2019) | |
| 新規就農者に占める女性の割合 | 19.0% (2021) | |

県の取組み

●「かながわ女性の活躍応援団」

性別に関係なく働き続けキャリアアップを図れるなど、誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、神奈川県にゆかりの深い大企業等のトップと知事により結成した「かながわ女性の活躍応援団」により、女性活躍推進の社会的ムーブメントの拡大のための事業を実施しています。

応援団員自らが参加する全体会議等による先進的取組みの社会的発信や企業や県民等を対象とした啓発講座等への講師派遣のほか、企業・団体等のトップに自主的に参加していただく「かながわ女性の活躍応援サポーター」の取組みも進め、女性活躍推進の社会的ムーブメントを拡大しています。



県の取組み



●「神奈川県なでしこブランド」

県内の企業等から、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、「神奈川県なでしこブランド」として審査・認定する事業を実施しています。県が「神奈川県なでしこブランド」として認定した商品を広く周知することで、女性の活躍の具体的な効果を示し、多くの企業が自ら経営戦略として女性の登用、活躍促進に取り組むことをめざします。

あわせて、一般の女性から、モノやサービスに関するアイデアも募集し「なでしこの芽」「なでしこの種」として認定する事業も実施しています。

こうした事業を通じて、県内企業における女性の登用・活躍を進める自主的な取組みを促進します。

●「女性のための初期キャリア形成支援セミナー」

総就業年数3～5年程度の女性を対象に、自らが望む形での就業継続やキャリアアップに繋げるためのセミナーを実施することで、自身のキャリアプランを考える機会を提供し、初期キャリアの形成を支援します。

●「かながわなでしこfarmers'college」

経営発展や経営参画をめざす女性農業者を対象として、マーケティングや生産管理、販売手法としてのSNSの活用方法などについて講義やグループワークを通じて学び、経営管理能力の向上を支援する研修を開催しています。

施策の基本方向 3 家庭・地域活動への男性の参画

県の意識調査では、家事、育児、親の介護のいずれについても、依然としてその多くを女性が担っているという結果が出ています。この背景としては、長時間労働などで男性が家庭生活にかかわることが難しくなっているほか、男性の家庭責任に対する職場の無理解、男女共に深く根ざした「家事・育児等は主として女性が担うもの」といった固定的な性別役割分担意識等があります。

男女共に仕事と家庭の責任を分かち合える社会をめざして、家事・育児、地域活動への男性の参画を促進します。

■主要施策

①男性の家庭・地域活動への参画促進

各種啓発・セミナー、ウェブサイトでの情報提供を通じ、男性の家事・育児等への積極的な参画を促進します。

- ・男性の家事・育児を促進するための普及・啓発
- ・企業等の経営層に向けた職場における意識改革・行動変革を促すセミナーの実施
- ・かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」による父親の育児に係る普及啓発や情報提供 等

- ②長時間労働の是正と多様な働き方の促進【重点目標2（2）①再掲】
- ③両立支援のための取組み促進【重点目標2（2）②再掲】
- ④男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成【重点目標4（1）①再掲】
- ⑤男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供【重点目標4（1）②再掲】
- ⑥子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成【重点目標4（2）①再掲】

■数値目標

| 目 標 | 現状値(年度) | 目標値(年度) |
|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------|
| 男性職員の育児休業等取得率(知事部局等) | 39.5% (2021) | 30% (2025) |
| 民間事業所の男性の育児休業取得率 | 18.3% (2021) | 2021年度より増加すること (2023) |
| 参考数値 | 現状値(年度) | |
| 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間(社会生活基本調査) | 123分/日 (参考：妻461分/日) (2021) | |
| 事業所における子の看護休暇取得者に占める男性の割合 | 43.3% (2021) | |
| 男性のボランティア活動行動者率(社会生活基本調査) | 16.1% (参考：女性17.8%) (2021) | |



県の取組み

- **かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」(かながわ版父子手帳)**
「チームで子育てしよう!」の考えの下、子育てに関する基礎知識やコミュニケーションのヒントなど、パパになる方の「ミカタ」となる情報を集めた、かながわ版の父子手帳です。
- **企業等の経営層に向けた職場における意識改革・行動変革を促すセミナー**
企業等の経営層向けに、ダイバーシティや女性活躍の意義や重要性を伝えるとともに、社員の効率的な働き方を促進する業務改善方法などのセミナーを実施し、男性の家庭参画のための重要ポイントとなる「職場における意識改革・行動変革」を促進します。

重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

職業生活における女性の活躍を支援しつつ、働き方改革の推進により、誰もが健康で豊かな生活のための時間が確保でき、多様で柔軟な働き方が選択できる社会をめざします。

施策の基本方向1 職業生活における活躍支援

コロナ禍においては、飲食・宿泊業等をはじめ、女性の非正規雇用労働者が多いサービス業が大きな打撃を受けたため、女性に多大な影響が生じることとなりました。様々なライフステージに応じた女性の就業をキャリア形成の視点を持って支援するとともに、働きたい女性が「仕事か家庭か」といった二者択一を迫られることなく働き続けられるよう、関係機関等と連携しながら、就業環境の整備や、育児・介護等の基盤整備を図ります。

主要施策

①女性の就業支援

子どもを産み育てながら働きたい女性をはじめ、就職・再就職・起業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談等を実施するほか、就職に必要な技術・技能を身に付けるために人手不足分野であるデジタル分野や介護分野等の各種の職業訓練を実施します。

また、正社員を希望しながら、やむを得ず非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者、求職中の中高年齢者、定年退職前後の方など、様々な状況に置かれた女性の就業を支援します。

- ・ キャリアカウンセリング、女性労働相談等の実施
- ・ 女性のための初期キャリア形成支援セミナー(再掲)
- ・ ワーキングマザー両立応援カウンセリングの実施
- ・ かながわ若者就職支援センターにおけるキャリアカウンセリング、職場体験、職業適性診断等の実施
- ・ 地域若者サポートステーションにおける若者の職業的自立に向けた包括的な支援の実施
- ・ 創業・起業支援
- ・ デジタル技術を活用できる人材の育成(再掲)
- ・ 総合職業技術校及び産業技術短期大学校における各種職業訓練の実施
- ・ 職業人生の長期化・多様化を見据えたキャリア形成支援
- ・ シニア・ジョブスタイル・かながわにおける就業支援、各種相談の実施 等

②育児等の基盤整備【重点目標4(3)①再掲】

③介護の基盤整備【重点目標4(3)②再掲】

④就業環境の整備

職場における差別やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントを含む様々な労働問題の解決を図るため、各種の労働相談を行うほか、男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出等を通じ、事業所における男女共同参画の取組みを促進します。

- ・セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント防止に向けた啓発や労働相談の実施
- ・県条例に基づく県内事業所（従業員300人以上）の届出制度の実施
- ・パートタイム労働者等の雇用管理改善の促進
- ・高校生等への労働教育の実施 等

■数値目標

| 目 標 | 現状値(年度) | 目標値(年度) |
|---|-----------------|-----------------|
| 25～44歳の女性の就業率(労働力調査) | 76.0% (2021) | 82.0% (2027) |
| 参考数値 | 現状値(年度) | |
| 「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率 | 18.5% (2021) | |
| 企業における男性と女性の所定内給与額の格差(男性=100) | 75.6% (2021) | |
| かながわ労働センターにおけるセクシュアル・ハラスメント相談件数 | 156件 (2021) | |
| 国と県が共同で運営する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率 | 48.0% (2021) | |
| 総合職業技術校生の修了3カ月後の就職率 | 93.2% (2021) | |

県の取組み

●女性のためのキャリアカウンセリング

「これから働き始めたい」「再就職したい」「転職したい」と考えている女性のための就業支援として、マザーズハローワーク横浜内の「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」で女性カウンセラーによるキャリアカウンセリングを実施しています。

●女性のための労働相談

女性職員または女性弁護士が個室で、妊娠・出産に伴う解雇、退職やセクシュアル・ハラスメントなどの女性が職場で直面する様々なトラブル等について、相談に応じます。





職場におけるハラスメントの防止

2020年に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（改正労働施策総合推進法）が施行されました。あわせて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においても、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。

また、改正に伴い、性的指向や性自認に関するハラスメント（SOGIハラスメント）及び性的指向・性自認の望まぬ暴露（アウトティング）対策も含めたハラスメント対応が必要となっています。

施策の基本方向 2 働き方改革と多様なワークスタイルの推進

長時間労働は、仕事と家庭生活との両立を困難にするとともに、女性の就業継続や、男性の家庭への参画を阻む要因ともなっています。女性が生き生きと活躍でき、また、すべての人にとって働きやすく、くらしやすい、男女共同参画社会の実現に向け、長時間労働を前提とした現在の働き方を見直し、企業の意識改革を進めるとともに、個々の事情やライフステージに対応した柔軟な働き方を選択できるよう、テレワークなど多様なワークスタイルの一層の推進をめざします。

■主要施策

①長時間労働の是正と多様な働き方の促進

長時間労働を是正し、多様で柔軟な働き方ができるよう、労働環境の整備を図ります。

- ・ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト「かながわ働き方改革」による普及・啓発（再掲）
- ・働き方改革に取り組む中小企業等への支援の実施
- ・県職員の総労働時間の短縮と育児休業・介護休暇制度等の定着 等

②両立支援のための取組み促進

ワーク・ライフ・バランスに対する理解を促進するため、普及・啓発に取り組むとともに、事業者が、保護者である従業員に学校行事への参加を働きかけるなど、家庭の教育力向上に向けた社会的な機運を醸成します。

- ・ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト「かながわ働き方改革」による普及・啓発
- ・働き方改革に取り組む中小企業等への支援の実施（再掲）
- ・イクボスの取組み推進
- ・職域からの家庭教育支援
- ・神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者の認証制度
- ・県の競争入札参加資格者等等級格付における「かながわ子育て応援団」認証事業者への加点 等

■数値目標

| 目 標 | 現状値(年度) | 目標値(年度) |
|--|---|-------------------|
| 常用雇用者30人以上の事業所における 1人平均月間の所定外労働時間 | 計11.3時間 (2021) | 計10.0時間 (2027) |
| 参考数値 | 現状値(年度) | |
| 週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (就業構造基本調査) | 7.7% (2017) | |
| 県職員の部分休業、育児休業及び介護 休暇の取得状況(知事部局等) | ①女性163人/男性18人 ②女性207人/男性85人 ③女性 73人/男性42人 (2021) | |
| 介護・看護を理由とする離職者数(就業 構造基本調査) | 女性27,600人/男性 12,000人 (2017) | |
| 事業所における介護休業取得者の男女 比 | 女性50.8% 男性49.2% (2021) | |
| 子ども・子育て支援に取り組む事業者 の認証事業者数 | 559事業者 (2021) | |
| 朝食・夕食を家族と食べている、又は 一人暮らしの方で昼食や夕食を仲間な ど複数で食べている「共食」の回数 | ①週 9 回 ②週 1 回 (2021) | |

県の取組み



●ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト「かながわ働き方改革」

すべての働く人が、自分のライフスタイルやライフステージに応じて、多様な働き方を選択して働き続けることができる社会をめざして、企業や県民の皆様の働き方改革やワーク・ライフ・バランスへの取組みに役立つ情報をお知らせしています。

●イクボスの推進

「イクボス」とは、次の3つを満たす上司・管理職・経営者のことです。

- 1 部下が、子育てや介護など大切にしている私生活の時間を取れるように配慮する。
- 2 自らも私生活を満喫し、ワーク・ライフ・バランスな人生を送っている。
- 3 組織の成果達成に、強い責任感を持っている。

県では、知事をはじめとする幹部職員が、「イクボス宣言」を行い取組みを推進しています。

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし

あらゆる暴力を根絶し、ひとり親家庭や高齢単身女性等、様々な困難を抱える女性等への支援や、生涯を通じた健康支援、男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興対策等に取り組むことにより、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが健やかで生き生きと、安心してくらすことができる社会をめざします。

施策の基本方向1 あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。これらの暴力を未然に防ぐとともに、各種相談から被害者の保護、心身の健康回復のための援助そして自立の支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行います。

また、思いがけず犯罪等の被害にあい、精神的、身体的に、また、生活面においても非常に厳しい状況に置かれている犯罪被害者等が、一刻も早く平穏な日常生活を取り戻せるよう、適切できめ細かい支援を提供します。

主要施策

①配偶者等からの暴力の防止

②配偶者等からの暴力被害者への支援

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき策定した「かながわDV防止・被害者支援プラン」を着実に推進し、配偶者等からの暴力被害者への支援を行うとともに、暴力を未然に防ぐための啓発を行います。（※①②については同プランの構成事業を位置付けるものとします。）

かながわDV防止・被害者支援プラン

県は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3に基づき、「かながわDV防止・被害者支援プラン」を策定し、これに基づいて、DVの防止やDV被害者の支援に取り組んでいます。

<主要施策>

- ・配偶者暴力相談支援センターにおける各種相談の実施
- ・被害者の緊急一時保護や自立支援の実施
- ・相談員等の研修の充実 等

※DV防止法における「配偶者」は、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の相手を含みます。ただし、上記プランにおいては、生活の本拠を共にしない交際相手も含め「配偶者等」と記載し、同性のパートナーからのDVや、交際相手からの暴力「デートDV」も計画の対象に含めています。

③犯罪被害者等に対する支援

関係機関や民間団体等と連携・協力し、犯罪の未然防止に取り組むとともに、犯罪被害者等へのきめ細やかな支援の提供や、性犯罪・性暴力の被害者等に対するワンストップ支援を行います。

- ・児童ポルノなどSNSに起因する子どもの性被害防止
- ・児童に対する性的虐待防止対策の推進
- ・「JKビジネス」問題等に対する啓発、立入調査、補導活動、相談等の実施
- ・犯罪被害者等への総合的な支援の提供
- ・性犯罪・性暴力の被害者への相談体制の充実
- ・アダルトビデオ出演被害問題の相談等の実施
- ・人身取引被害者への支援 等

■数値目標

| 目 標 | 現状値(年度) | 目標値(年度) |
|--|--|-----------------------------|
| 夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ①平手で打つ ②何を言っても長時間無視し続ける ③大声でどなる ④生活費を渡さない ⑤交友関係や電話などを細かく監視する ⑥いやがっているのに性的な行為を強要する | ①78.8% ②54.9% ③59.8% ④72.1% ⑤53.7% ⑥86.9% (2022) | ①～⑥2022年度より増加すること (2027) |
| 参考数値 | 現状値(年度) | |
| 県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数 | 5,410件 (2021) | |
| 配偶者暴力防止法に基づく緊急一時保護件数 | 160件 (2021) | |

県の取組み

●デートDV防止に向けた動画・啓発冊子

自分の身近にあるデートDVに気づくきっかけを作るため、中高生向けに動画「デートDV～恋人間で起きる暴力～」や啓発冊子「Be myself」、「ちょーカンタン デートDVの基礎知識」を作成しています。

●かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」

「かならいん」では、性犯罪・性暴力にあわれた方やそのご家族の方からのご相談を24時間365日受け付けています。





AV出演被害防止・救済法

2022年4月1日付で成年年齢が引き下げられたことに伴い、年齢・性別を問わず、AV出演被害を防ぎ、被害者を救済するため、2022年6月に「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（AV出演被害防止・救済法）が成立、施行されました。

AVの制作公表により、出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しのつかない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることに鑑み、すべての年齢、性別の者について、被害を防止し、また、被害を受けた出演者の救済に資するために徹底した対策を講ずることが出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護し、性行為の強制の禁止、出演契約等の特則等により、出演者の性をめぐる個人の尊重が重んぜられる社会の形成に資することを目的としています。

<同法に規定されている地方公共団体の義務>

- ・相談体制の整備
- ・AV出演被害の背景にある問題に関する支援措置等
- ・被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発

施策の基本方向 2 困難を抱えた女性等に対する支援

女性は育児や介護などによる就業の中断や就業調整の結果により、男性よりも経済的基盤が弱い傾向があり、世帯類型別では、高齢単身世帯や母子世帯の貧困率が高くなっています。これらの女性をはじめ、障がいのある女性や、言葉の障壁により生活上の困難を強いられている外国人女性等、様々な困難を抱えた女性たちの自立した生活に向けた力を高めるために、相談事業、就労促進など、各種支援を実施します。

性的マイノリティ(LGBT等)の方々が、周囲の人の無理解や偏見に苦しむことのないよう、多様な性のあり方について、理解を深め、互いに認め合える社会をめざします。

■主要施策

①ひとり親家庭に対する支援

母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談や、母子父子寡婦福祉資金の貸付、医療費の助成などの経済的支援、養育費確保支援等を実施するとともに、行政やNPO等の様々な関連情報の提供を通じて、ひとり親家庭を総合的に支援します。

②高齢女性に対する支援

求職中の中高齢者、定年後も働き続けたいシニア世代等を対象に、きめ細かな就業支援を行うとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制の充実、高齢者に配慮した県営住宅の整備等により、高齢女性を支援します。

③障がいのある女性に対する支援

障がい者の職域拡大を図り、就労促進に向けた支援を行うとともに、障がい児者の居宅生活支援、障がいのある人に配慮した県営住宅の整備等により、障がいのある女性が安心してくらすための支援を行います。

④外国人女性に対する支援

外国人の方にとって支障となる言葉の障壁を少しでも軽減するため、必要な行政情報を多言語で提供するほか、外国籍住民相談を実施し、外国人女性の就労や日常生活を支援します。

⑤生活困窮者等の自立に向けた支援

生活上の困難に直面している人が、地域において自立し、安心して生活を送ることができるよう、関係機関及び民間団体等と連携するなど、相談等の入口から就労等の出口まで寄り添った支援を実施します。

また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により、日常生活又は社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を支援対象として位置づけ、現状と課題を把握し、必要な検討を行ったうえで、関係機関及び民間団体等と連携して、支援対象者の意思を尊重した、早期からの切れ目のない支援を行います。

⑥性的マイノリティ(LGBT等)に対する支援

性的マイノリティについて、当事者及びその家族向け交流会や性自認・性的指向に関する相談会を実施するとともに、社会的な理解促進を図るため研修等を実施します。また、市町村をはじめとする関係機関や支援団体等と連携し、市町村におけるパートナーシップ制度の導入支援を含め、施策を進めます。

■数値目標

| 目 標 | 現状値(年度) | 目標値(年度) |
|--|----------------|---------|
| 養育費相談件数 | 72件(2021) | 各年度80件 |
| 参考数値 | 現状値(年度) | |
| 母子・父子自立支援員による相談件数 | 22,278件(2021) | |
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業者数 | 41人(2021) | |
| 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設(高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設)併設率 | 37%(2019) | |
| 県営住宅における高齢者等に配慮した住宅数(建替え・個別改善等の戸数) | 24,301戸(2021) | |
| 「高齢者や障がい者が自立し、安心して生活できるような支援体制が整っていること」の満足度 | 9.6%(2021) | |
| 災害時通訳ボランティアの登録者数 | 231人 | |
| 県内市町村におけるパートナーシップ制度導入実績数 | 17市町村(2021) | |



県の実施

●ひとり親家庭総合支援情報サイト「カナ・カモミール」

主に県内のひとり親家庭を対象として、行政やNPO等の支援情報を提供しています。

●性的マイノリティ派遣型個別専門相談「かながわSOGI | 派遣相談」

同性または両性が好き、性別に違和感がある方（自分がそうなのか迷っている、はっきりしない方も含みます）、そのご家族・ご友人の方、その相談・支援に関わっている方を対象として、SOGI（性的指向と性自認）に関する相談を、臨床心理士など専門相談員がご相談者のもとに伺ってお受けしています。

※SOGI（ソジ又はソギ）…「性的指向(Sexual Orientation)」と「性自認(Gender Identity)」の頭文字をとったものです。「性的指向」は好きになる性、「性自認」は自分がどんな性別だと思うかという意識のことです。



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること等を基本理念としています。

「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいいます。（2022年5月公布、2024年4月施行）

<同法に規定されている地方公共団体の義務>

- 必要な施策を講ずる責務
- 都道府県基本計画の策定
- 民間団体との協働による支援

コラム

重点目標3 施策の基本方向2の構成



プランは分野ごとに施策が掲載されているけど、この施策の基本方向2では、対象別に、特に関連の深い施策を掲載しているよ。

他のページに掲載されている施策も対象となる場合もあるよ。



施策の基本方向 3 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援

男女には生涯を通じて異なる健康上の問題が生じるため、性別やライフプランを踏まえた健康に関する理解の促進を図るとともに、早い段階からの未病の改善や積極的なスポーツの推進を通じて、県民の心身の健康を支援します。

また、平均寿命・健康寿命が延びる中、自分自身の人生設計を描き、県民一人ひとりが生きがいを持って社会に参加できるよう、「人生100歳時代」に向けた取組みを進めます。

■主要施策

①健康に対する支援

年齢により変化する女性ホルモンの影響を受ける女性が、生涯を通じて健康を保持増進できるよう、女性の未病改善に向けた普及啓発に取り組むとともに、妊娠や出産等のライフイベントや、思春期から更年期等のライフステージに応じた健康相談及び健康教育等を実施します。

男性は、生活習慣病の原因となる飲酒や喫煙者、メタボリック・シンドローム該当者の割合が、女性より高い傾向にあります。自らの健康状態を知るとともに、健康寿命を延伸するため、未病改善や身近な市町村の行政サービスなどに関する情報の提供を行います。

また、県内では、自殺者の7割弱を男性が占めており、特に中高年男性の自殺者が多い傾向がありますが、コロナ禍においては、女性の自殺者数が増加しました。健康で生きがいをもってらすことができる社会の実現をめざし、孤立しない地域づくりを進めるため総合的な自殺対策を推進します。

- ・「かながわ未病改善ナビサイト」による情報提供
- ・「かながわ女性の健康・未病サイト 未病女子navi」による情報提供
- ・女性と男性のクリニック「丘の上のお医者さん」による情報提供
- ・妊娠SOSかながわ
- ・周産期医療システムの体制確保
- ・こころの電話相談、依存症電話相談など総合的な自殺対策の推進
- ・総合的なスポーツ施策の推進 等

②エイズ・性感染症等に対する支援

中学・高等学校等における、性に関する指導・エイズ教育を推進します。また、発達段階に応じたエイズ・性感染症の予防に関する知識の普及・啓発に取り組むほか、相談や検査等の体制充実を図ります。

- ・性に関する指導及びエイズ教育に係る教職員向け研修の実施
- ・エイズ対策の促進、検査相談体制の充実 等

③県民が生涯にわたり輝き続けることができる「人生100歳時代」に向けた取組み

一人ひとりが生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、それを支える基盤づくりや、学び直し・働き方・社会参加等の取組みを促進します。

- ・「かながわ人生100歳時代ネットワーク」による「学びの場」や「活動の場」の創出
- ・「かながわコミュニティカレッジ」の開催
- ・職業人生の長期化・多様化を見据えたキャリア形成支援（再掲） 等

■数値目標

| 目 標 | 現状値(年度) | 目標値(年度) |
|---|---|--------------------------------|
| 子宮頸がん検診(①)、乳がん検診(②)受診率 | ①47.4% ②47.8% (2019) | ①②共に50% (2023) |
| 20歳代の女性のやせの割合の減少(県民健康・栄養調査) | 14.7% (2017～2019) | 2023年度の「かながわ健康プラン21」の改定に合わせて設定 |
| 自殺者の減少(人口動態統計) | 自殺死亡率人口10万対の自殺者数 15.2(2021) (参考:自殺者数) { 男性 903人 女性 466人 } | 自殺死亡率 10.2以下 (2026) |
| 参考数値 | 現状値(年度) | |
| 思春期から妊娠適齢期の男女を対象とした健康などに関する健康教育等参加者(累計) | 27団体 (2021) | |
| 「こころに不安や悩みのある人がいつでも相談できるなど、自殺を防ぐ社会づくりが行われていること」の満足度 | 6.7% (2021) | |
| 日ごろから健康に気をつけた規則正しい生活を心がけている人の割合 | 73.4% (2021) | |

県の取組み

●かながわ未病改善ナビサイト

「未病」とは、心身の状態を健康と病気の二分論の概念でとらえるのではなく、健康と病気の間で連続的に変化するものととらえ、このすべての変化の過程を表す概念です。未病の改善に関する市町村の関連情報や、かながわ未病改善協力企業等からのお知らせを掲載しています。



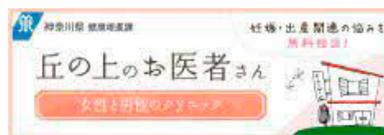
●かながわ女性の健康・未病サイト「未病女子navi」

20歳から35歳ぐらいの女性は、一般的に女性ホルモンの分泌が安定し、女性としての健康問題が出にくい時期です。しかし近年、女性のライフスタイルの変化やストレスの多い生活環境の影響もあり、女性特有の未病が生じがちです。そのため、若い頃から女性特有の未病に十分に気をつけることができるような情報を提供しています。



●女性と男性のクリニック「丘の上のお医者さん」

妊娠・出産の正しい知識をお伝えしています。
男性不妊についても解説しています。



●妊娠SOSかながわ

予期しない妊娠等に関する悩みを抱えた方のために、電話・LINEによる相談や、直接お会いしてお話を伺うなどのアウトリーチを行っています。ご自身での医療機関の受診が難しい場合などは、相談内容に応じて産科医療機関への受診に付き添います。



初回の妊娠判定検査に関する費用は無料です。

●こころの電話相談

こころの健康についてお悩みの方の相談をお受けしています。こころの病気かどうか心配、生活・仕事に関する悩み、対人関係の悩み、性に関する悩み(性的マイノリティ)など、また、どこへ相談すればよいかわからないといった相談もお受けします。

●3033 (サンマルサンサン)運動

県民の皆さんが一人でも多くスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を営んでいただくために、1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化する「3033 (サンマルサンサン) 運動」を推進しています。「おうち de 3033 (オウチ デ サンマルサンサン)」として、運動不足の解消や健康増進、ストレス発散、未病改善を目的に、おうちで気軽にできる運動もあります。



TOPIC リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることをいいます。

リプロダクティブ・ライツは、全てのカップルと個人が、子どもを持つか持たないか、自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のことをいいます。

施策の基本方向 4 防災・復興における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立及び地域防災力の向上に向けて、防災分野への女性の参画促進を行うとともに、研修体制の充実などを図ります。

■主要施策

防災・復興における男女共同参画の推進

- ・ 防災担い手人材育成のための防災講座の実施
- ・ 市町村が実施する女性消防団員の加入促進
- ・ 消防分野に関わる女性人材の養成
- ・ 県職員及び市町村職員向けの防災・復興に係る研修体制の充実 等

■数値目標

| 目 標 | 現状値(年度) | 目標値(年度) |
|-----------|----------------|-----------------|
| 女性消防団員の割合 | 9.2% (2021) | 10.0% (2027) |

県の取組み



● 神奈川総合防災センター

「防災情報・体験フロア」では、地震や風水害などの災害疑似体験ができます。また、イベントや防災人材を育成するための講座なども開催しています。

重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

男女共同参画社会の実現のため、幅広い年齢層に対し、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識改革を行うほか、多様な選択が可能となるよう、育児・介護等の社会的な基盤整備に取り組みます。

施策の基本方向1 固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識改革

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、家庭、職場、地域など様々な場面で、男女共同参画社会の実現を阻む根強い課題です。女性にとって個性と力の発揮を妨げる障壁となるばかりでなく、男性にとっても「男は強くあらねばならない」などのプレッシャーとなり、男性を困難な状況に追い込んでいる側面があります。

これらの解消を図ることで、自分らしい生き方ができる、多様性に富んだ男女共同参画社会の実現をめざします。

主要施策

①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

男女共同参画について理解を深めるため、市町村職員に対する研修を実施するほか、男女共同参画に関する研修教材を提供するなど、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成を図ります。

- ・市町村職員向け男女共同参画施策推進者研修の実施
- ・市町村や企業等に向けた男女共同参画研修用教材の提供 等

②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供

男女共同参画に関する調査研究や情報発信を行うとともに、行政資料等を収集・整理し、県民の利用に供します。

- ・男女共同参画に関する調査研究
- ・男女共同参画に関する行政資料等の提供 等

数値目標

| 目 標 | 現状値(年度) | 目標値(年度) |
|---|-----------------|------------------------------|
| 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」人の割合 | 86.1% (2021) | 2021年度より増加 すること (2027) |
| 参考数値 | 現状値(年度) | |
| 男女の地位の平等感(平等と答えた者の割合) (全国) | ①45.5% ②30.7% | |
| ①家庭生活②職場③学校教育の場④政治の場 | ③61.2% ④14.4% | |
| ⑤法律や制度の上⑥社会通念・慣習・しきたりなど⑦自治会やPTAなどの地域活動の場 | ⑤39.7% ⑥22.6% | |
| ⑧社会全体 | ⑦46.5% ⑧21.2% | |

県の取組み



●男女共同参画についての研修用教材

市町村職員、企業、市民グループの研修等で、男女共同参画について理解を深め、業務や活動に役立てることを目的とした教材を提供しています。パワーポイントを使用し、グループワークを交えながら、30分から1時間程度で研修が行える教材です。講師を呼ぶ費用はないが研修を実施したい、最新のデータを使用した研修をしたい、自主的な勉強会で使用したい等、様々な用途にぜひ、ご利用ください。

コラム 固定的な性別役割分担意識と無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)

固定的な性別役割分担意識

「家事・育児等は主として女性が担うもの」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに刷り込まれ、既成概念、固定観念となっていく。



「固定的な性別役割分担意識」は、意識している場合も、無意識の場合もあるね。



「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」は、性別に限らず、「年配社員にIT業務は向いてない」など、年齢、国籍、職業といった属性に対する先入観や固定観念もあるよ。それに、「以前は大丈夫だったから、今回も大丈夫」といった正常性バイアス(危機的な状況に陥っても、自分に都合の悪い情報やデータを無視・過小評価すること)も、アンコンシャス・バイアスの一例だよ。

施策の基本方向2 子ども・若者に向けた意識啓発

共働き世帯が増加する一方で、依然として根強い固定的な性別役割分担意識等により、県民ニーズ調査においても、若年層の方が「結婚したら職業をやめる方がよい」の回答割合が大きくなりました。

早い時期から男女共同参画への意識を育み、固定的な性別役割分担意識等にとらわれず、個性と適性に応じた人生設計を行うことができるよう、子どもや若者に対する意識啓発に取り組みます。また、男女共同参画の推進に資する教職員向けの研修や、県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶等、学校現場における男女共同参画の基盤整備を促進します。

■主要施策

①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成

各種啓発資料の配布や、講座等の実施により、子どもの頃から男女共同参画意識を育みます。また、固定的な性別役割分担意識等にとらわれず、個性と適性に応じた進路や生き方を選択できるよう、ライフキャリア教育等を支援します。

- ・小学生に対する男女共同参画教育の推進
- ・中学生の保護者等に対する家庭教育の重要性の理解促進
- ・中高生のための3大気づき講座の実施
- ・全県立高校におけるキャリア教育の推進
- ・中学生・高校生・大学生に対するライフキャリア教育支援事業 等

②学校現場における基盤整備

相談窓口の設置や、教職員、児童・生徒向けの啓発資料の配布等により、県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に取り組みます。また、教職員向けの男女共同参画を推進する教育についての研修など、学校現場における男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備を図ります。

- ・県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止
- ・「24時間子どもSOSダイヤル」の運営
- ・人権教育指導者養成研修講座等の実施 等

■数値目標

| 目 標 | 現状値(年度) | 目標値(年度) |
|--|-----------------|--------------------------|
| 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」18~29歳の人の割合 | 85.9% (2021) | 2021年度より増加 すること(2027) |

県の取組み

●ライフキャリア教育支援事業

「ライフキャリア」とは、仕事をはじめ、家庭生活、地域社会とのかかわり、個人の活動(自己啓発・趣味)など、生活全般において生涯にわたり果たす役割や経験の積み重ねのことをいいます。

大学生・高校生・中学生を対象として、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分らしい豊かな人生をデザインする力を持つことができるよう、出前講座の実施や、視聴覚教材の作成、「ロールモデル事例集」をはじめとした冊子及びリーフレットの配布による啓発など、ライフキャリア教育の推進に取り組んでいます。

●中高生のための3大気づき講座

男女共同参画社会の実現のため、誰もが性別にかかわらず、自分らしい生き方を選択し、お互いを認め合う対等な人間関係を築く力を育成する若年層(中学生、高校生)向け意識啓発事業として、中学生、高校生に身近なテーマ(メディア、人間関係、進路)を通して、考えるヒントや気づきが得られる出前講座(「男女共同参画・メディアリテラシー講座」、「デートDV防止啓発講座」、「理工系キャリア支援講座」)を実施します。



施策の基本方向 3 育児・介護等の基盤整備

近年、M字カーブについては改善傾向にありますが、第1子の出産を機に離職する女性が依然として多く、また、介護・看護を理由として離職せざるを得ない場合があるなど、育児・介護等の基盤整備は、男女共同参画社会の実現に向けた最重要課題の一つです。県の意識調査においても、「保育・介護の施設やサービスの充実」は、「男女共同参画社会の実現に向けて県が力を入れるべき施策」のトップとなっています。

育児・介護を理由とするやむを得ない離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、育児・介護等に関する福祉サービスを充実し、男女共に育児・介護等の負担の軽減を図ります。

■主要施策

①育児等の基盤整備

「県内どこでも『待機児童ゼロ』」の達成に向けて取り組むとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備等を進める市町村等の取組みを支援します。また、国家戦略特区を活用した県独自の地域限定保育士試験の実施などを通じ、子育て支援人材の確保育成を図るほか、放課後児童対策を充実させるなど、育児等の基盤整備を図ります。

- ・ 幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実等
- ・ 私立幼稚園の預かり保育の促進
- ・ 放課後児童対策の充実
- ・ 家事支援外国人受入事業の推進 等

②介護の基盤整備

急速に高齢化が進行する中で、高齢者の介護を担う方の負担を軽減するため、地域包括ケアシステムの構築や、老人福祉施設の整備、ケアラーへの支援など、介護の基盤整備を図ります。

- ・ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備に対する助成
- ・ 訪問介護員の養成
- ・ 「かながわ認知症コールセンター」による電話相談の実施
- ・ 認知症高齢者や家族に対する相談、訪問指導の実施
- ・ ケアラーへの支援 等

■数値目標

| 目 標 | 現状値(年度) | 目標値(年度) |
|--|--|-------------------|
| 保育所等利用待機児童数 | 306人 (2021) | 0人 (2027) |
| 特別養護老人ホーム整備床数(累計) | 39,296床 (2021) | 42,147床 (2023) |
| 参考数値 | 現状値(年度) | |
| 保育士、保育教諭の数 | 保育士34,620人 保育教諭3,244人 (2021) | |
| かながわ子育て応援パスポートの施設数 | 3,600施設 (2021) | |
| 放課後児童クラブに登録できなかった児童数 | 573人 (2021) | |
| 就学前児童の保育・幼児教育の提供 ①認可保育所定員数 ②家庭的保育 ③認定こども園 ④幼稚園の預かり保育 | ①150,855人 ②293人 ③230か所 ④572か所 (2021) | |
| 訪問介護サービス供給量 | 19,345,811回/年 (2021) | |
| 小規模多機能型居宅介護サービスの利用者数 (介護予防サービスを含む) | 6,228人/月 (2021) | |
| 認知症サポート医の養成人数(累計) | 471人 (2021) | |

県の取組み



●かながわ子育て応援パスポート

妊娠中の方や子どものいる家庭からの登録を受け、携帯電話やパソコン等を通じて県が発行した登録証(名称「かながわ子育て応援パスポート」)を、協力施設に提示することにより、割引や景品の提供など各施設が設定する優待サービスを受けることができます。

●「かながわケアラー支援ポータルサイト」

ケアラー本人や関係機関に相談窓口や利用できるサービスなどの情報を提供するとともに、県民に対しケアラーの置かれている状況などを知っていただくために必要な情報を掲載しています。

※ケアラー…こころやからだに不調のある人の介護、看病、療育、世話、気づかいなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする方のことです。

近年、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった様々な要因がある中、ケアラーの方に過重な負担が掛かっています。

重点目標5 推進体制の整備・強化

市町村や民間企業等、多様な主体と協働するほか、男女の置かれた状況を的確に踏まえながら、目標の達成に向けた効果的な計画の進行管理を行います。

施策の基本方向1 多様な主体との協働

プランの取組みをより実効性のあるものとし、男女共同参画社会に向けた働きかけを地域的な広がり、さらには社会的なうねりとしていくためには、市町村、NPO、民間企業等との連携・協働は欠かせません。多様な主体と緊密に連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進します。

施策の基本方向2 ジェンダー主流化とジェンダー統計の促進

男女共同参画社会をとりまく状況は、時代に応じて変化しており、計画の推進に当たっては、これらの状況を常に正確にとらえ、課題分析を行い、施策に反映させていく必要があります。

ジェンダーの視点を持ってすべての政策、施策及び事業を企画・立案するジェンダー主流化と、男女の置かれている状況を客観的に把握するため、各種調査の実施に当たっては可能な限り男女別にデータを把握する、ジェンダー統計について、県庁内での促進を図ります。

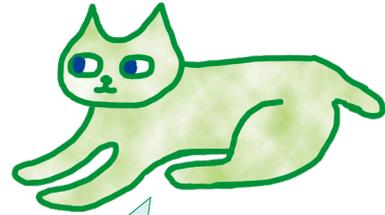
主要施策

- ①ジェンダー主流化及びジェンダー統計に係る県職員向けの啓発資料の作成
- ②県及び市町村における普及促進
- ③県の審議会等における女性委員の登用促進（再掲）

コラム ジェンダー主流化



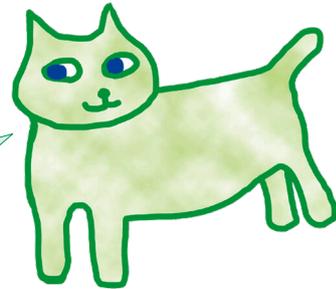
「男女共同参画」や「ジェンダー平等」、「女性の活躍」とはあまり関連がないと考えられていた分野も含めて、すべての政策、施策及び事業を企画・立案し、実施するときに、ジェンダーの視点をもつことが重要だよ。



災害に備えて、女性と男性のニーズの違いに配慮して物資を備蓄すること、多様性を考慮した避難所の運営を行うことも、ジェンダー主流化の一例だよ。

コラム ジェンダー統計

2ページから24ページの「II 現状と課題」に掲載されているグラフも、ジェンダー統計だよ。



ジェンダー統計により女性と男性の置かれている状況の違い等を把握することで、新しい施策の検討や、効果的なアプローチの検討につながることもあるね。

施策の基本方向 3 進行管理

計画の進行管理は、共生推進本部（※）が行うこととし、ジェンダー主流化の観点を踏まえ、各主要施策の推進を図ります。また、毎年度、男女共同参画推進プランの進捗状況を取りまとめ、神奈川県男女共同参画審議会（※）から評価をいただくとともに、それらの結果を公表します。さらに、市町村の男女共同参画計画策定状況等について、いわゆる「見える化」による公表により、市町村の施策の取組みを促進します。

※共生推進本部：知事を本部長とする県庁内の意思決定機関

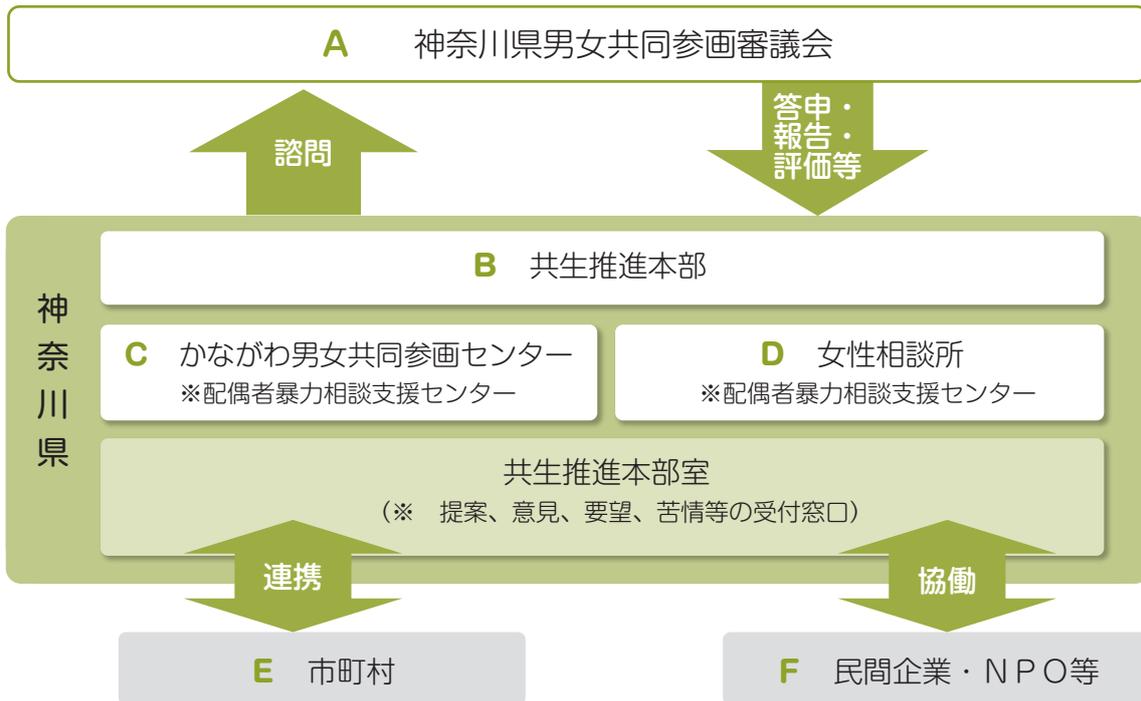
※神奈川県男女共同参画審議会：知事の諮問に応じて男女共同参画の重要事項等を調査・審議し、結果を報告又は知事に意見を建議する県の附属機関

■数値目標

| 目 標 | 現状値(年度) | 目標値(年度) |
|--|-----------------------------|----------------|
| 女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率 (対象：県内19市・14町村) | 市94.7% 町村85.7% (2022) | 100% (2027) |



《 推 進 体 制 》



A 神奈川県男女共同参画審議会

附属機関の設置に関する条例により設置された県の附属機関です。男女共同参画の推進に関する重要事項や県民等から申出があった提案等の処理について、知事の諮問に応じて調査・審議し、その結果を報告し、または知事に意見を建議します。

また、毎年度、男女共同参画推進プランの進捗状況について、評価を行います。

B 共生推進本部

知事を本部長とする県庁内の意思決定機関で、各局長等が構成員となっています。人権行政、男女共同参画社会の形成など、共生社会の実現に向けた取組の総合的な推進を図ります。

C かながわ男女共同参画センター(愛称：かなテラス)

男女共同参画を推進する拠点として、男女共同参画に関する人材育成、調査研究、情報発信・意識啓発などを行います。また、配偶者暴力相談支援センターとして、DV相談を実施します。

D 女性相談所

売春防止法により都道府県に設置が義務付けられている機関で、配偶者暴力相談支援センター機能も併せ持ちます。要保護女子及び暴力被害女性等の保護、自立支援等を行うほか、必要に応じて女性保護施設への入所措置を行います。

E 市町村との連携

県及び市町村の男女共同参画行政担当課長等で構成する県・市町村男女共同参画行政連絡会において、定期的な情報交換等を行うほか、男女共同参画施策推進者研修の実施など、市町村と連携して男女共同参画を推進します。

F NPO・民間企業等との協働

今日的な課題の解決に向け、機動力のあるNPOと協働するとともに、職業生活における女性の活躍推進に向け、民間企業等と連携しながら、男女共同参画を推進します。

※ 県の男女共同参画施策への提言、苦情等

県の男女共同参画施策をより着実に推進するため、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策、または事業について、県民、事業者等からの提案、意見、要望、苦情等を受け付けます。(福祉子どもみらい局共生推進本部室内)